

第4期 羽曳野市男女共同参画推進プラン 素案

計画期間 令和9(2027)年度～令和18(2036)年度

基本理念

性別にかかわらず、だれもが尊重され、
自分らしく選び、支え合い、安心して暮らせるまち
はびきの

令和8(2026)年10月

羽 曳 野 市

はじめに

羽曳野市では、平成8(1996)年に「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を策定して以来、男女共同参画社会の実現をめざして、意識啓発、学習機会の提供、女性の就労・活躍支援、政策・方針決定過程への参画促進、相談支援、暴力防止など、幅広い施策を推進してきました。平成25(2013)年には「羽曳野市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民、事業者及び教育関係者が、それぞれの責務を担いながら取り組みを進める基盤を整えています。

一方、人口減少や少子高齢化、単身世帯・共働き世帯の増加、働き方や家族形態の多様化、デジタル化の進展などにより、市民の暮らしと地域社会は大きく変化しています。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みは、個人の生き方や進路・職業選択、家庭内の役割分担、地域活動、意思決定への参画などに今なお影響を及ぼしています。また、DV、性暴力、ハラスメント、生活困窮、孤独・孤立、家事・育児・介護などを担う負担などが複合して現れることもあり、分野を越えた支援が必要となっています。

第4期羽曳野市男女共同参画推進プランでは、これまでの啓発中心の取り組みを継承しながら、意識と制度・環境の両面から変化を生み出すことを重視します。性別にかかわらず、だれもが希望する働き方や暮らし方を選択でき、多様な立場の人が地域や意思決定の場に参画し、困難を抱えたときには適切な支援につながるまちをめざします。

目 次

第1章 計画の策定に向けて

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 SDGsとの関係
- 5 男女共同参画をめぐる主な動向

第2章 羽曳野市の現状と課題

- 1 羽曳野市を取り巻く現状
- 2 市民意識調査からみる現状
- 3 第3期プランの主な成果と今後の課題
- 4 本計画策定に向けた重点課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画推進の基本視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

第4章 施策の展開

基本目標1 人権と多様性が尊重される社会文化を育みます

基本目標2 だれもが希望に応じて働き、学び、家庭や地域と両立できる環境を整えます
(女性活躍推進計画)

基本目標3 政策・方針決定過程や地域活動に多様な人が参画できる地域社会をつくれます

基本目標4 困難や生きづらさに寄り添い、だれもが安心して暮らせる支援体制を整えます
(困難女性支援基本計画)

基本目標5 あらゆる暴力を許さず、早期発見から回復・自立まで切れ目なく支援します
(DV防止基本計画)

第5章 計画の推進に向けて

- 1 庁内推進体制の充実
- 2 市民、事業者、教育関係者、地域団体との協働
- 3 国、大阪府、関係機関との連携
- 4 成果に基づく進行管理
- 5 情報発信と市民意見の反映
- 6 中間見直し

第6章 成果指標

- 1 成果指標の考え方

資料編

- 1 関係法令等
- 2 男女共同参画施策のあゆみ
- 3 用語の解説

第1章 計画の策定に向けて

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受し、ともに責任を担う社会の形成を基本としています。この考え方は、女性の活躍だけに限定されるものではなく、性別による制約をなくし、一人ひとりの人権と選択を尊重する社会づくりに関わるものです。

羽曳野市では、第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン（以下、「前プラン」または「第3期プラン」とします。）のもと、広報・啓発やセミナー、学校教育、就労・創業支援、子育て・介護支援、市民活動、防災、女性相談、DV被害者支援などを進めてきました。しかし、市民意識調査では、家庭内の家事負担、職場における管理職登用、政策・方針決定過程への参画、DVやハラスメントの相談行動などに課題が残っていることが示されています。

こうした状況を踏まえ、第3期プランの成果と課題を継承しながら、国・大阪府の新たな計画、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律などの制度整備、地域社会の変化に対応し、男女共同参画社会の実現を図るため、「第4期羽曳野市男女共同参画推進プラン」（以下、「本計画」または「第4期プラン」とします。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、次に掲げる計画を一体的に包含し、羽曳野市総合基本計画及び人権、福祉、子ども・子育て、教育、健康、防災、まちづくりなどの関連計画との整合を図りながら推進します。

計画の性格	主な根拠	本計画での扱い
市町村男女共同参画計画	男女共同参画社会基本法第14条第3項	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画
条例に基づく基本計画	羽曳野市男女共同参画推進条例第10条	市、市民、事業者、教育関係者などが連携して施策を推進する計画
女性活躍推進計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項	基本目標2を中心に、就労継続、再就職、キャリア形成、両立支援などを推進
困難女性支援基本計画	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項	基本目標4を中心に、相談、保護、居場所づくり、自立支援、関係機関連携などを推進
DV防止基本計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項	基本目標5を中心に、予防啓発、相談、安全確保、回復・自立支援などを推進

3 計画期間

計画期間は、令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間とします。社会や経済の状況、法制度、国・大阪府の施策、市民ニーズなどの変化に柔軟に対応するため、毎年度の進行管理を行うとともに、計画期間の中間時点を目安として必要な見直しを行います。

4 SDGs との関係

本計画は、国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標であるSDGsの理念「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて推進するものであり、特にゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」と深く関わります。また、健康、教育、働きがい、不平等の是正、持続可能なまちづくり、平和と公正な社会などの各ゴールとも関連します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 男女共同参画をめぐる主な動向

(1) 国の動向

国では、令和8(2026)年3月に第6次男女共同参画基本計画が決定され、ライフステージに応じた希望する働き方、政策・方針決定過程への女性参画、経済的自立、生涯を通じた健康、テクノロジー、ジェンダーに基づく暴力の根絶、貧困・困難の解消、多様性、防災、地域、教育・メディアなどを横断的に進める方向が示されています。

また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行、DV防止法の改正、育児・介護休業制度の充実など、相談・支援、働き方などの制度整備が進んでいます。加えて、令和8(2026)年6月16日には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が閣議決定され、学校、地域、家庭、職域などの様々な場を通じた理解増進を進め、相談体制、働きやすい職場環境づくりを整備する方向が示されました。地方公共団体には、関係分野をつなぎ、地域の実情に即した実効性のある取り組みを進めることが求められています。

(2) 大阪府の動向

大阪府では、「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)」において、「男女共同参画に向けた取り組みの一層の推進」「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり」「多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備」の4つを重点目標として取り組みを進めています。本市においても、大阪府の相談機関、就労支援機関、警察、医療機関などとの連携を一層強化する必要があります。

(3) 本計画に反映する視点

- 講座回数や配布数など、どれだけ啓発を行ったかだけでなく、市民の理解や行動を成果として把握します。
- 若年層、子育て世代、働く世代、外国人市民など、これまで情報や学習機会が届きにくかった層への働きかけを強化します。
- 女性活躍を、就労だけでなく、経済的自立、家庭責任の分担、意思決定への参画と一体的に進めます。
- 困難や暴力の背景にある複合的な課題を捉え、相談から安全確保、生活再建、回復・自立まで切れ目なく支援します。
- 防災、デジタル、広報、教育など、すべての政策分野に男女共同参画の視点を取り入れます。
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進を、地域、家庭、学校、職場、行政の各分野で重層的に進め、安心して相談できる環境を整えます。

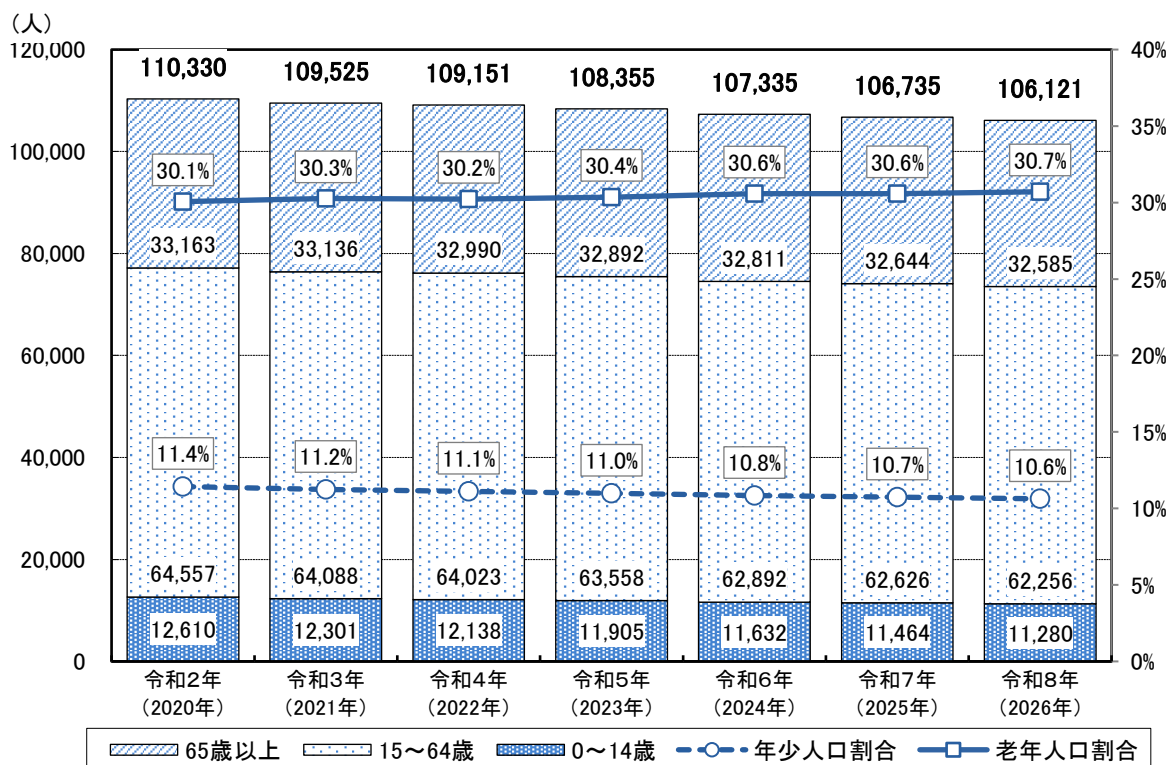
第2章 羽曳野市の現状と課題

1 羽曳野市を取り巻く現状

羽曳野市においても、少子高齢化や人口減少、単身世帯や高齢者世帯の増加、共働き世帯の広がりなど、地域社会の姿は大きく変化しています。こうした変化は、家庭、職場、地域における役割のあり方や、人々の生き方、支え合いの形にも影響を与えています。これまで当然とされてきた役割分担や価値観が見直される一方で、現実の生活の中では、なお固定的な意識や慣行が残っており、それが一人ひとりの選択や参画の機会に影響を及ぼしている状況があります。

本市の人口総数は年々減少を続け、令和8(2026)年6月には106,121人（住民基本台帳人口）となっています。0～14歳の年少人口についても毎年減少を続け、令和8(2026)年には11,280人、全人口の10.6%となるなど、少子化が進んでいます。一方で65歳以上の老年人口についても毎年減少を続けていますが、全人口に占める割合（高齢化率）は年々上昇し、令和8(2026)年では30.7%と高齢化が進んでいます。

■人口総数と年齢別人口構成



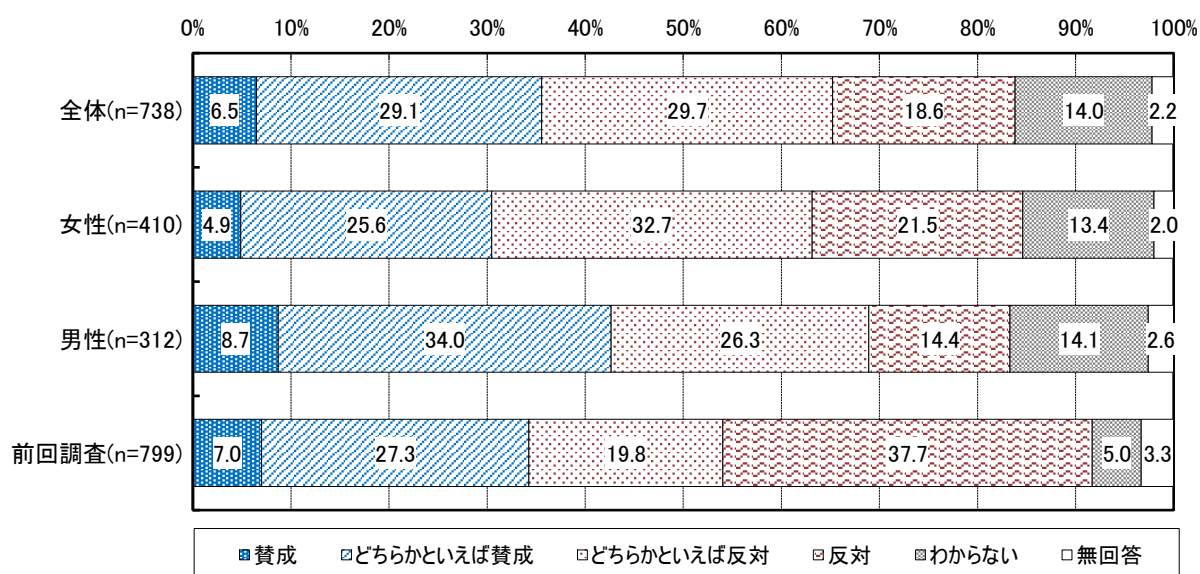
資料：住民基本台帳人口（各年9月末現在、令和8(2026)年は6月末現在）

2 市民意識調査からみる現状

令和7(2025)年8月から9月に、市内在住の18歳以上の市民2,000人を対象として調査を実施しました。有効回答数は738件、有効回答率は37.0%で、今回から郵送回答に加えてウェブ回答を導入しました。回答者のうち60歳以上が51.7%を占めるため、結果の活用にあたっては年齢構成にも留意する必要があります。なお、今回の調査では性別を尋ねる設問の選択肢として「女」「男」に加え、「その他」「答えたくない」を設定しています。

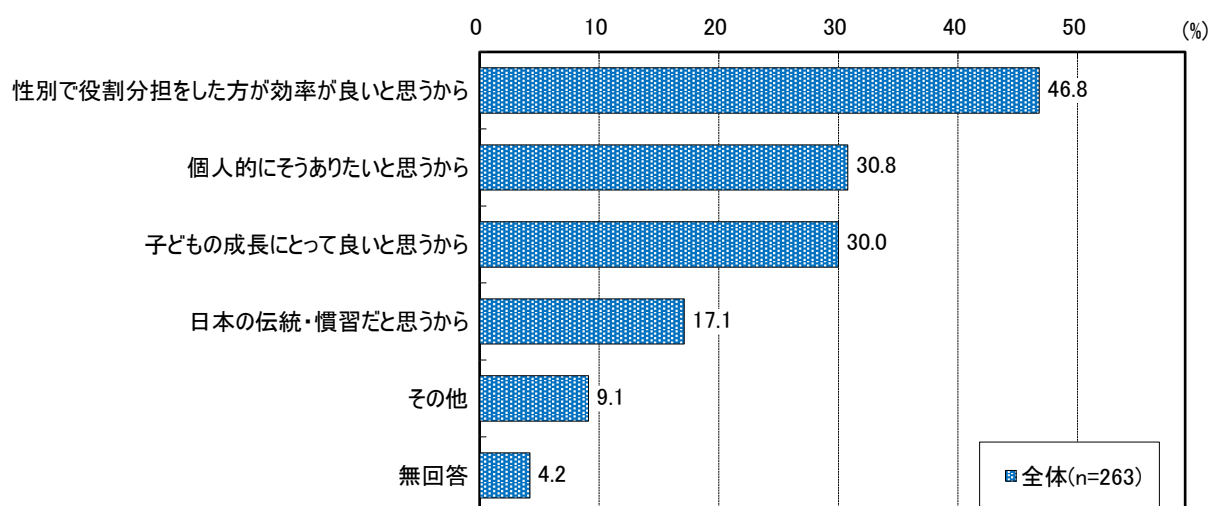
市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して反対する意見が一定数見られるものの、前回調査と比べてその割合は減少しており、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることがうかがえます。

◆あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）について、どう思いますか。（○は1つ）

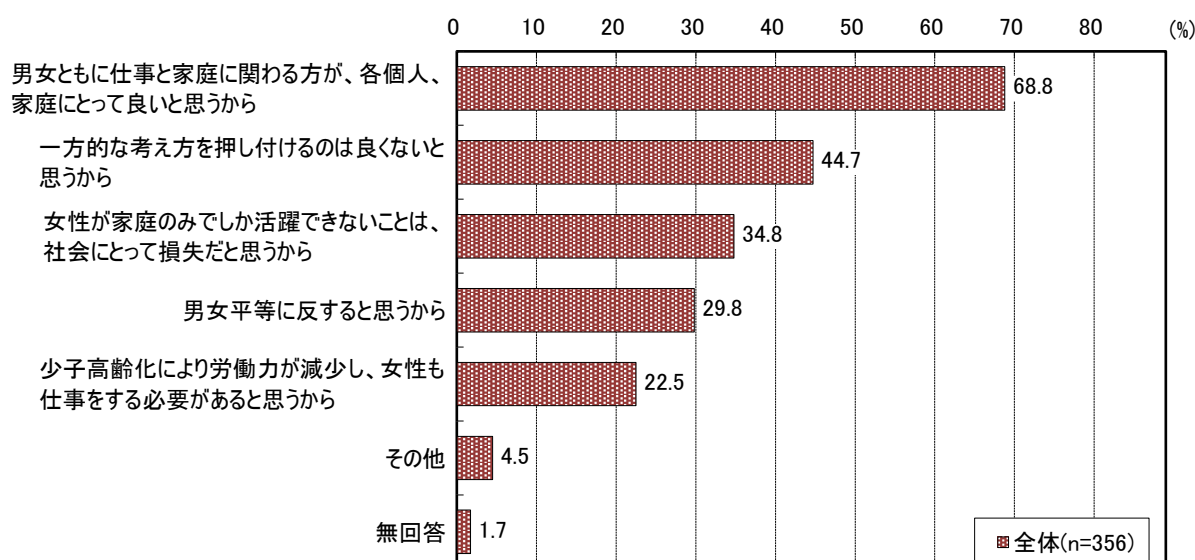


その背景には、効率性や慣習を重視する考え方がある一方で、男女ともに仕事と家庭に関わることの重要性を認識する声も多く、多様な生き方を尊重する価値観も広がっています。つまり、意識は変わりつつあるものの、実態としてはなお過渡期にあるといえます。

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）に賛成と思う理由を教えてください。（○はいくつでも）



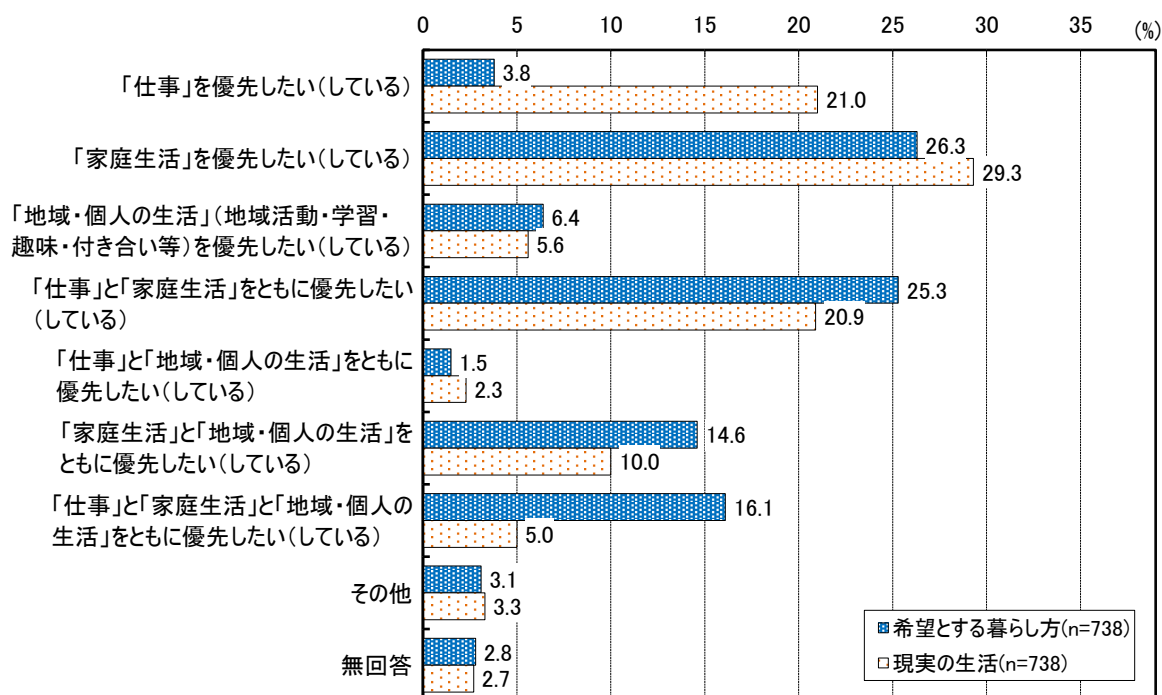
◆「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別役割分担意識）に反対と思う理由を教えてください。（○はいくつでも）



仕事と生活のバランスについては、家庭生活を大切にしたいという意向が強く見られる一方、実際には仕事を優先せざるを得ない状況があり、理想と現実のずれが明らかとなっています。

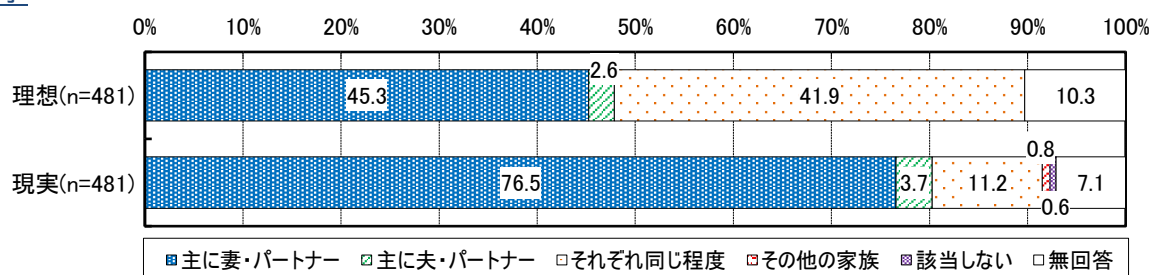
◆あなたは、希望としてどのような暮らし方をしたいと思いますか。（〇は1つ）

◆それでは、あなたの現実の生活に最も近いものはどれですか。（〇は1つ）

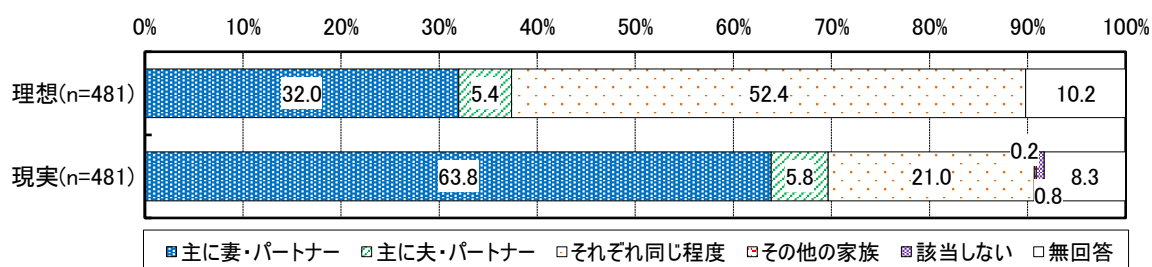


◆家庭における役割について、あなたはどのようにするのが望ましいと思いますか。また、実際にあなたの家庭ではどのように分担していますか。（それぞれ〇は1つずつ）

炊事

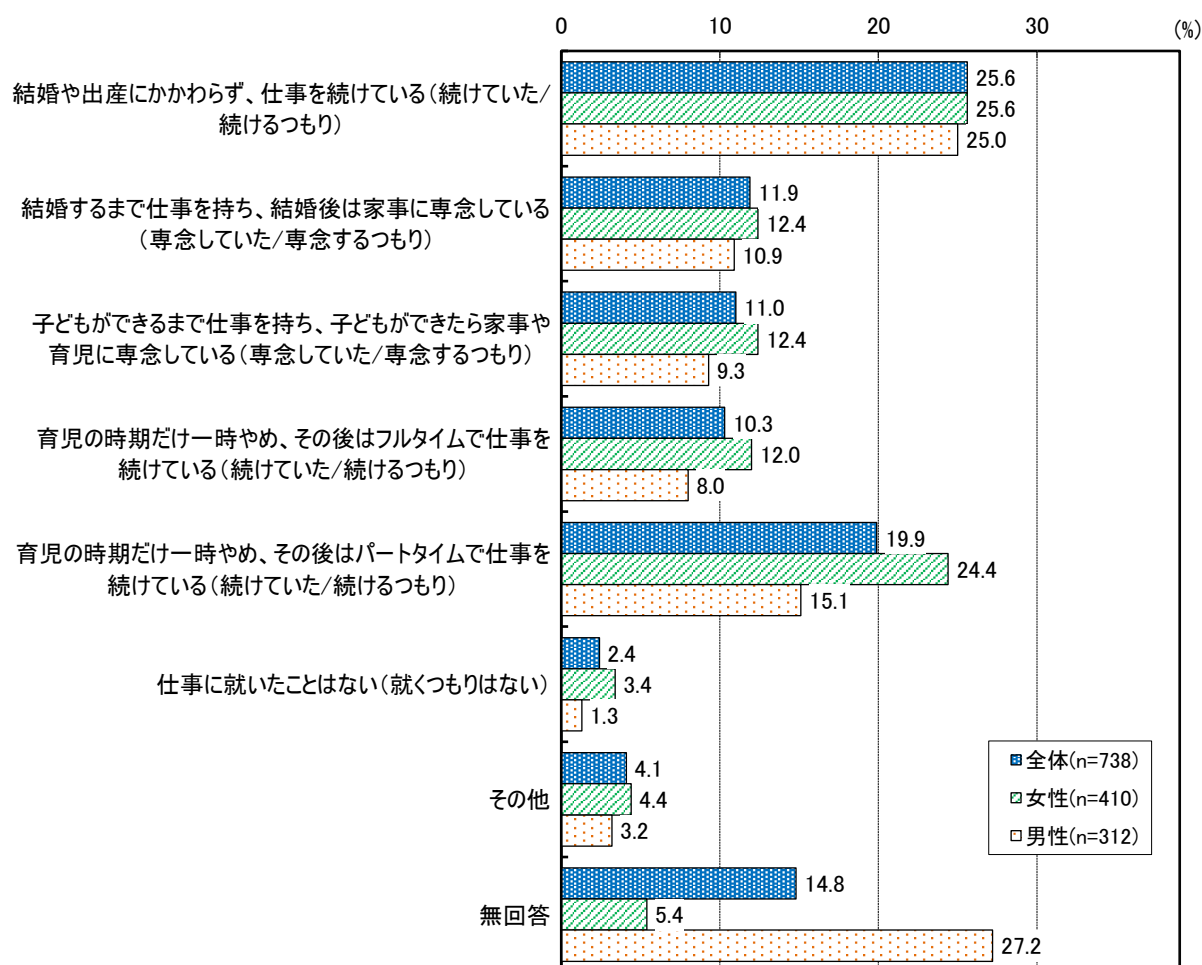


掃除



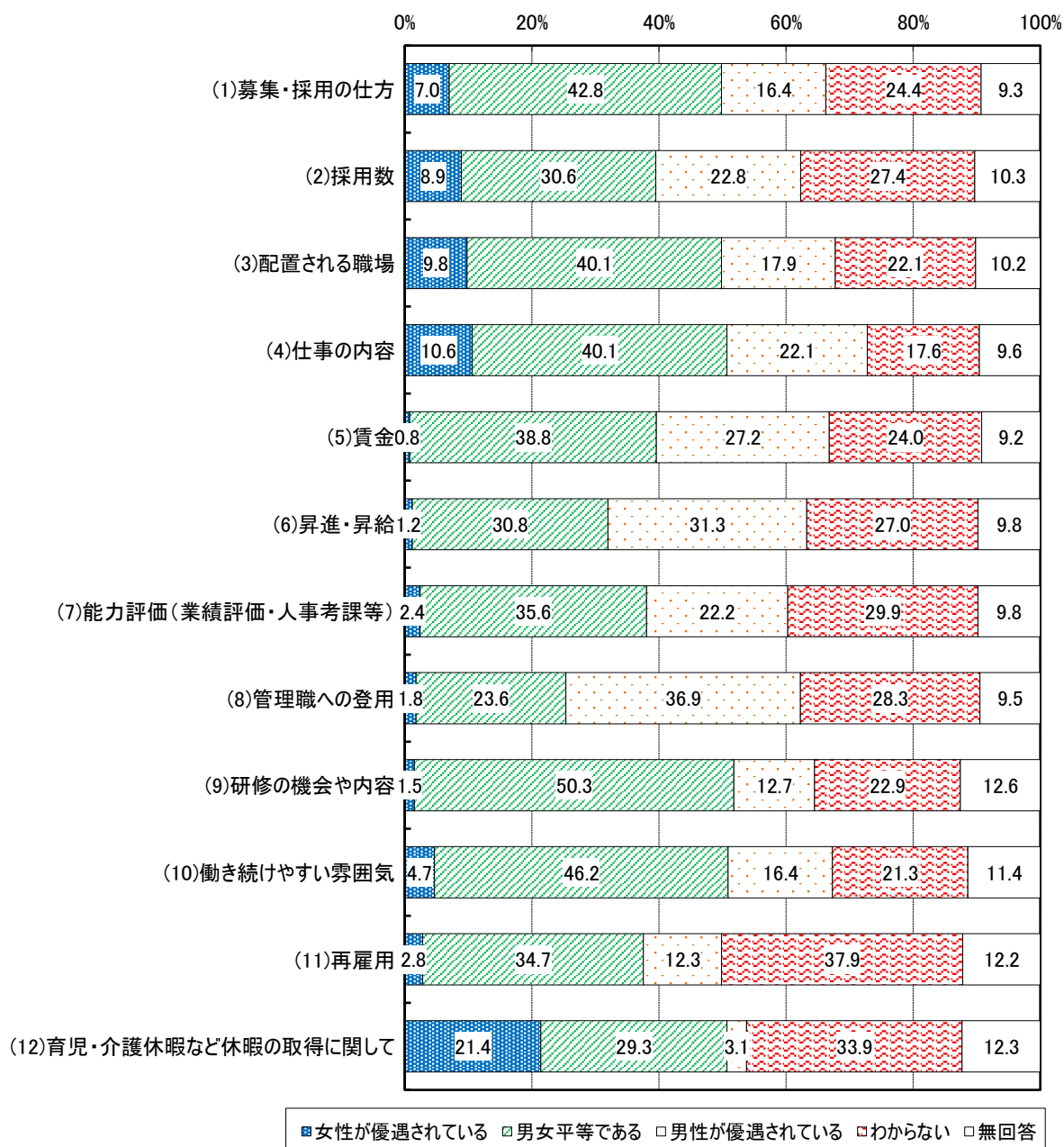
職業生活や女性の活躍に関しては、働き方に対する考え方の多様化が見られ、結婚や出産後も仕事を継続したいと考える人が一定数いる一方、育児期には柔軟な働き方を求める声も多くなっています。

◆女性の働き方についてお尋ねします。現在の状況、経験したこと、これからの希望も含めて、あてはまるものをお尋ねします。（○は1つだけ）



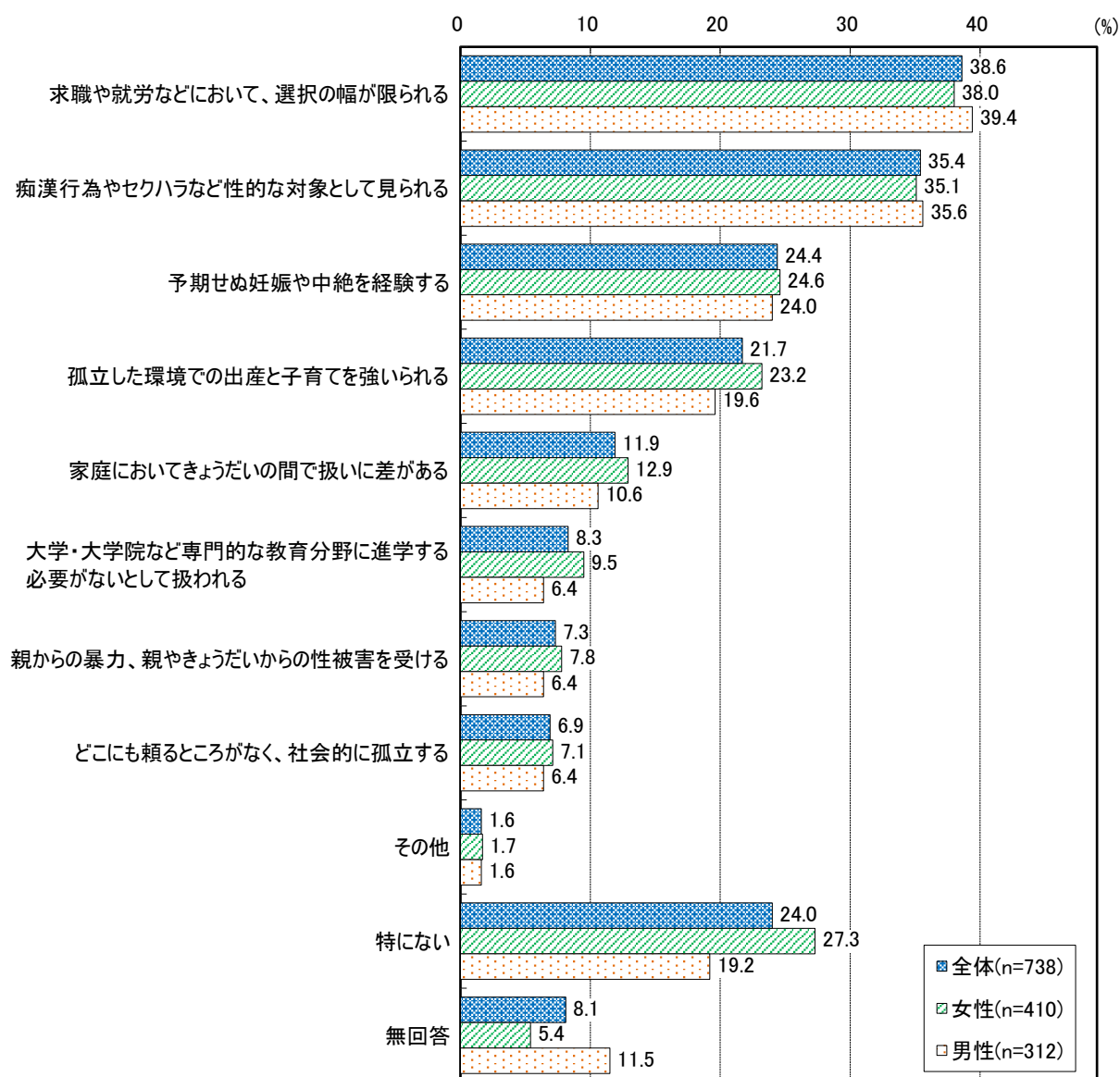
職場における男女平等については、採用や配置、研修機会などでは改善傾向が見られるものの、管理職への登用や昇進・昇給においては依然として男性優位と感じる人が多く、意思決定の場への女性参画が十分でないことが課題となっています。政策決定過程への参画意欲にも男女差が見られることから、参画しやすい環境づくりや人材育成の取り組みを進める必要があります。

◆これまでに雇用されて働いたこと（家族従事者も含む）がある方におたずねします。あなたの職場ではどのような状況ですか。



日常生活や社会生活を送るうえで、女性が直面する困難としては、就労機会の制約、性的な被害、妊娠・出産に関する課題など、多面的な問題が挙げられています。これらに対しては、専門的な相談体制、安全な居場所の確保、医療や福祉との連携など、切れ目のない支援が求められています。男女共同参画の推進は、すべての人に関わる取り組みであると同時に、特に困難を抱えやすい立場にある人への配慮を伴うものでなければなりません。

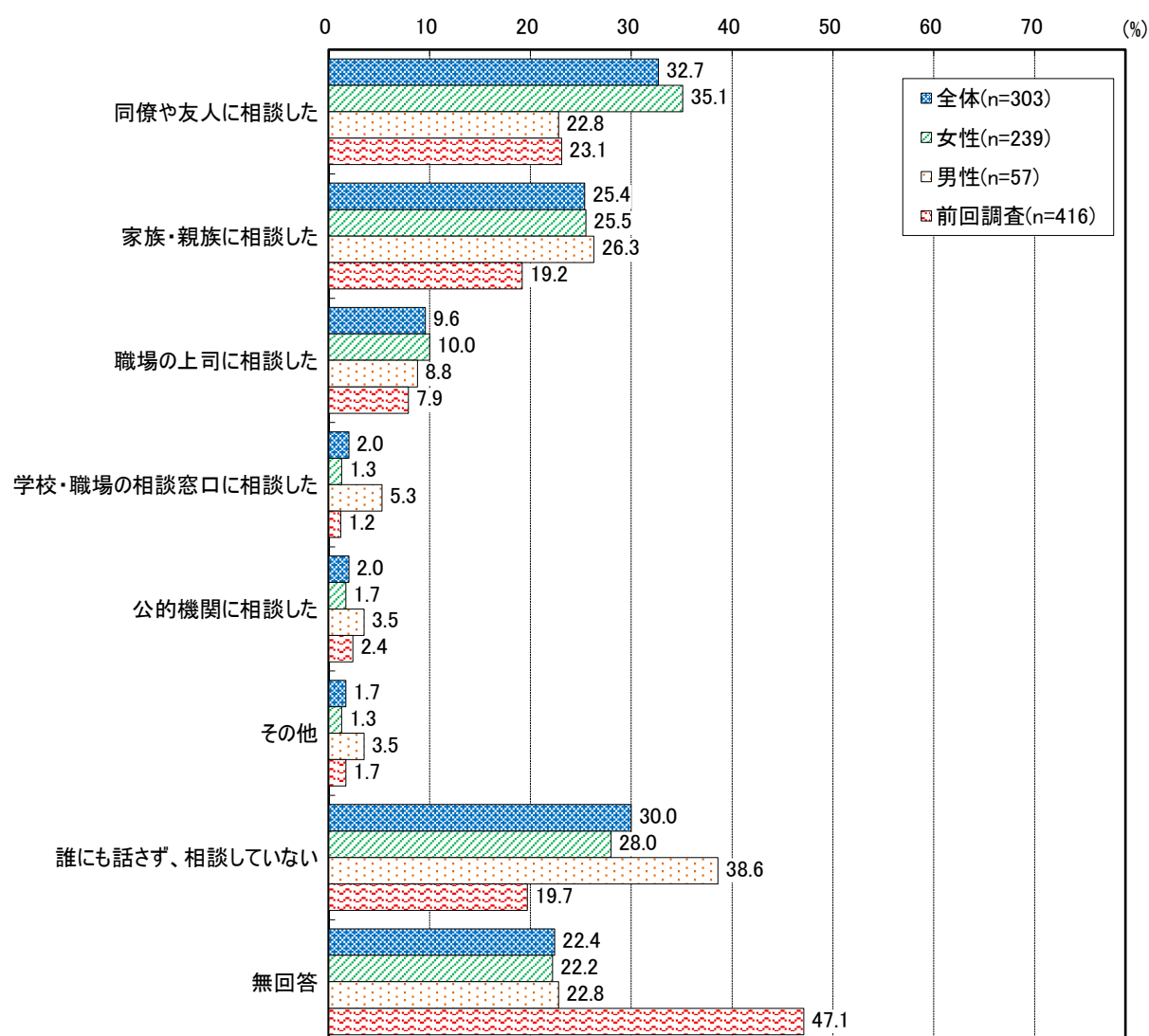
◆日常生活や社会生活を送るうえで、女性であることにより様々な制約が課されたり、困難に直面していると思うのはどれですか。（〇はいくつでも）



暴力やハラスメントに関する分野では、多くの行為が暴力やハラスメントとして認識されている一方で、実際に被害を受けた経験のある人も一定数存在しています。

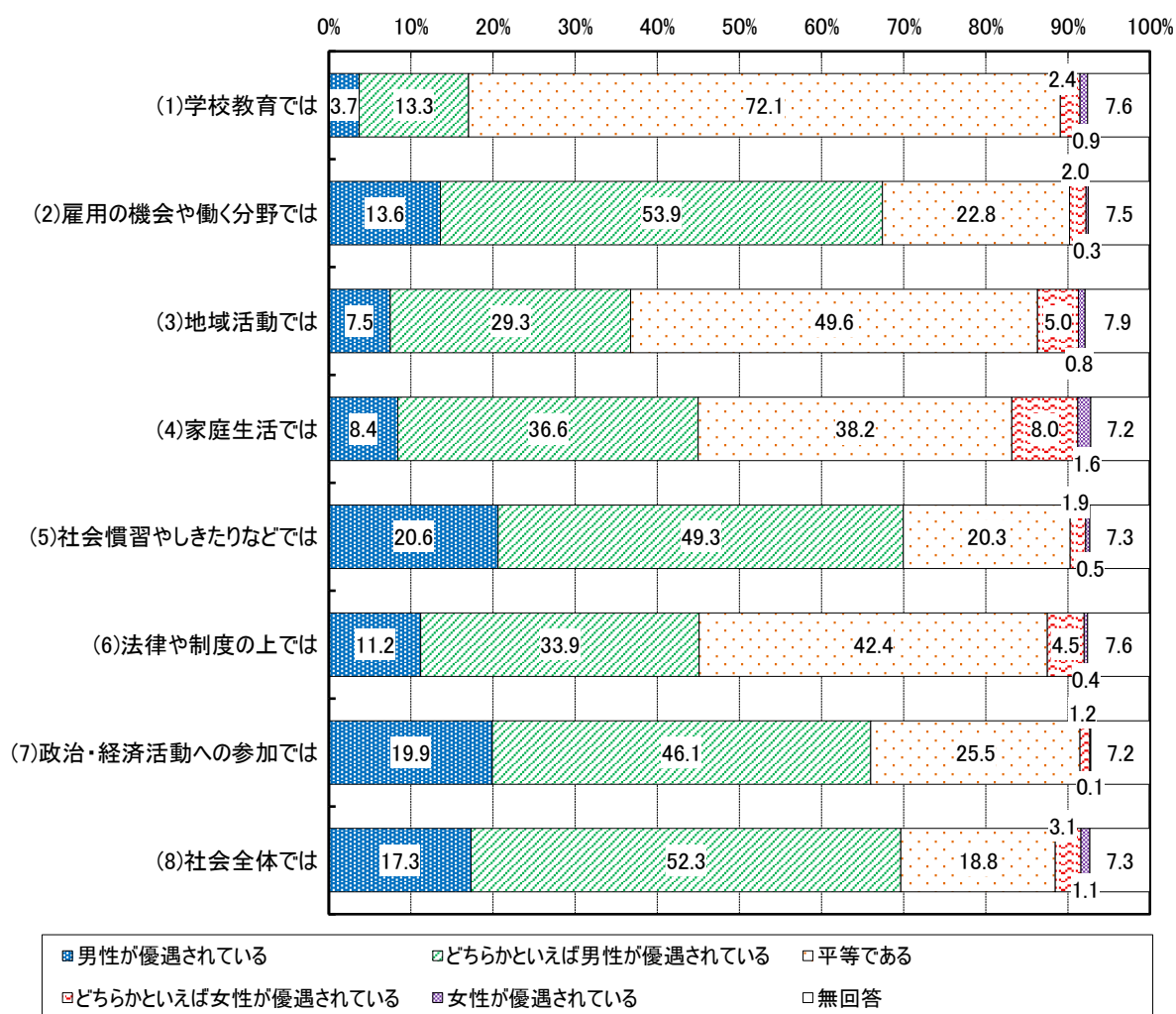
しかし、相談行動については「誰にも相談していない」とする回答が多く、特に男性においてその傾向が強く見られます。相談しない理由としては、「相談しても無駄」「相談するほどのことではない」といった意識が多く、支援を必要とする人が適切な相談先につながりにくい状況がうかがえます。相談体制については、匿名性、専門性、利用しやすいさへのニーズが高く、相談しやすい環境づくりが大きな課題です。

◆ハラスメントを受けていることについて誰かに話したり、相談しましたか。(〇はいくつでも)

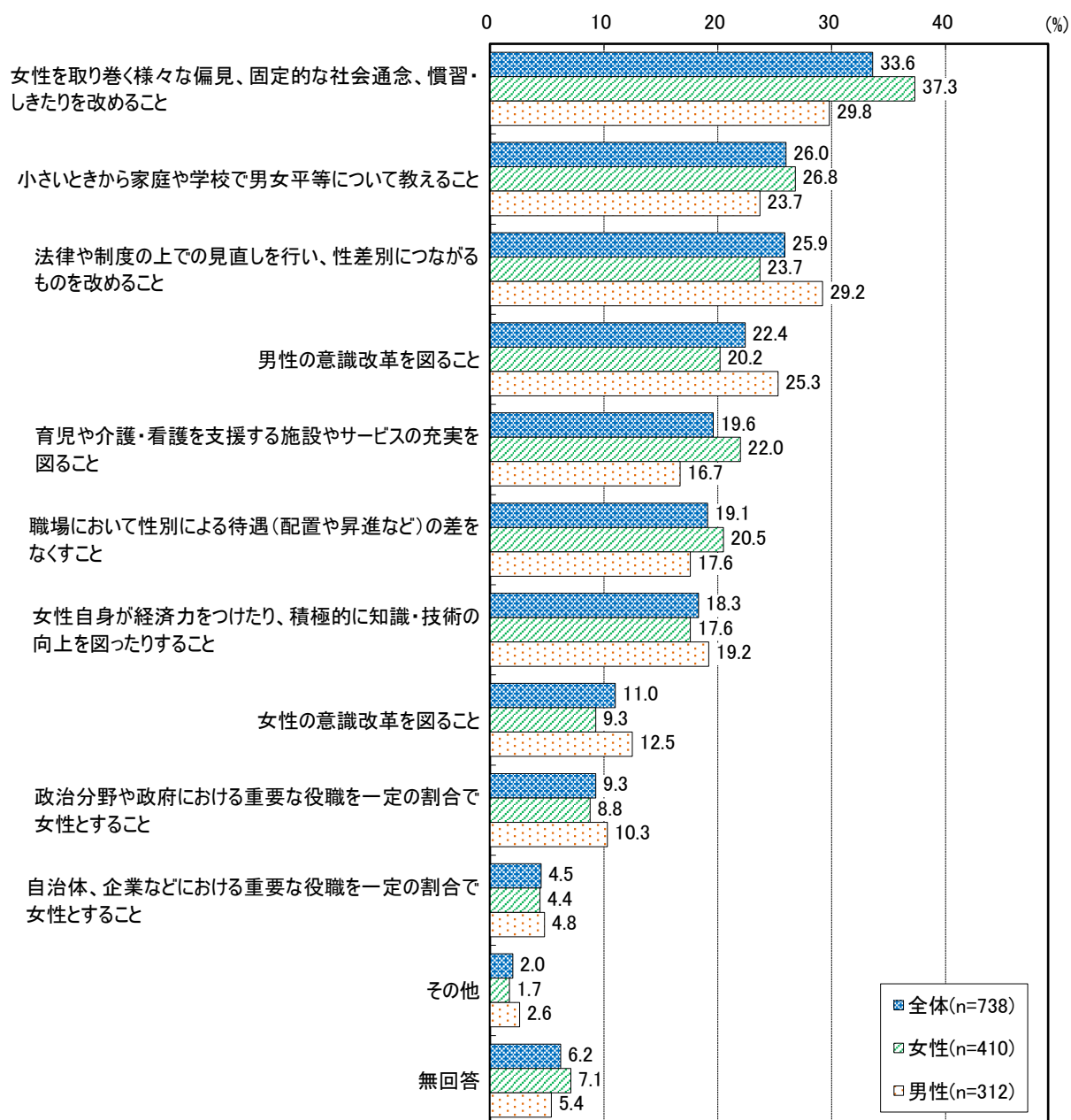


男女共同参画の推進に関する認識では、学校教育や地域活動などでは一定の平等感が認識されている一方で、社会慣習や雇用、政治・経済分野では男性優位と感じる人が多く、分野によって意識に差があることが示されています。

◆現在、日本の社会のいろいろな分野において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。（それぞれ〇は1つずつ）

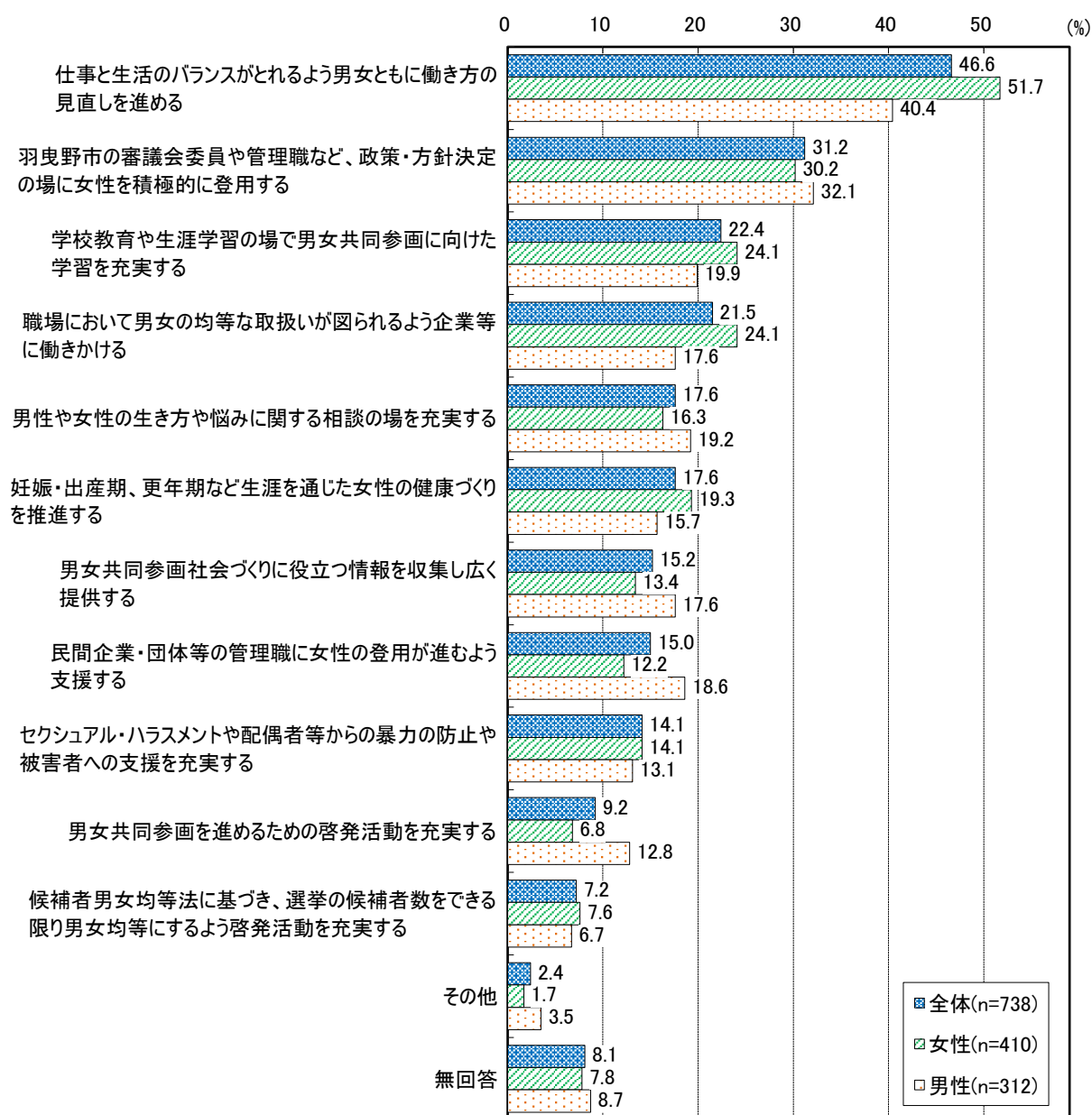


◆今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、最も重要と思われるものは何ですか。（〇は2つまで）



今後の施策としては、仕事と生活のバランスの実現、女性の政策決定への参画拡大、教育の充実、企業への働きかけなどへの期待が高く、制度面と意識面の両面からの取り組みが求められています。また、計画や条例の認知度が低いことから、施策の周知・浸透を強化していくことも重要です。

◆今後、男女共同参画社会を推進するために、羽曳野市はどのようなことに力を入れていくべきですか（〇は3つまで）



3 第3期プランの主な成果と今後の課題

これまでの取り組みでは、広報紙やウェブサイト、SNSなどの媒体を活用し、啓発物品、フォーラム、セミナーなどの機会を通じて男女共同参画に関する市民理解の促進を図ってきました。就労やキャリア形成に関する情報発信、就労相談、創業支援、ひとり親家庭への就業支援、審議会などへの女性登用、地域活動支援、防災に関する取り組み、DVや性暴力などの防止に向けた啓発など、幅広い施策が展開されてきたことは、大きな成果といえます。

一方で、実施状況を整理すると、情報が届きにくい層への働きかけが十分でないこと、参加者層の偏りが見られること、講座や啓発が行動変容や制度利用の促進にまで十分につながっていないことなどが課題として挙げられています。また、就労支援では取り組みが情報提供にとどまりがちな面があり、女性登用や地域活動への参加促進では、実効性のある仕組みづくりが今後の課題とされています。

だれもが安心して暮らせるまちづくりの分野でも、複合的な困難を抱える人への支援のつなぎや、多言語対応、防災分野における男女共同参画の視点の浸透など、さらなる充実が求められています。DVなどの分野では、若年層も含めた継続的な意識浸透と、複合的な課題を抱える被害者への切れ目のない支援体制の構築が重要です。

以上のことから、第4期プランでは、啓発や情報提供を継続しつつも、それを具体的な行動や制度利用、参画の拡大、相談支援の実効性向上へとつなげる視点をより強く持つことが必要です。

分野	主な成果	今後の課題
基本目標1 意識形成	広報紙、ウェブサイト、LINE、ポスター、冊子などによる啓発・発信、フォーラム、セミナー、大学連携講座などの実施	届きにくい層へのアプローチ、参加者層の偏り、啓発が行動変容につながったかの検証
基本目標2 就労・活躍 (女性活躍推進計画)	就労・キャリア形成情報、職員研修、労働法令の周知、就労・創業・ひとり親支援などを実施	情報提供にとどまりやすいこと、企業への働きかけ、制度利用の促進、女性管理職比率の改善など
基本目標3 参画	審議会などへの登用、市民意見の反映、市民活動、ボランティア人材育成、防災・環境分野などで参加機会を創出	団体の高齢化・担い手不足、登用状況の見える化、イベント参加を継続的な活動につなげる仕組み
基本目標4 安心な暮らし	健康、母子保健、子育て、高齢者・障害者支援、多文化共生、防災などの多様な分野における事業の実施	多様な家族形態への支援、多言語対応、担い手不足、防災分野での男女共同参画の浸透
基本目標5 暴力防止 (DV防止基本計画)	啓発、学校教育、職員研修、専門相談、関係機関連携、虐待防止などへの取り組み	啓発効果の可視化、若年層への浸透、複合的な課題の解消支援、情報共有・連携体制

4 本計画策定に向けた重点課題

課題1 固定的な意識を見直し、人権と多様性を尊重する意識を具体的な行動につなげること

固定的な性別役割分担意識は依然として根強く、家庭の役割分担、職場の管理職登用、社会慣習などに性別による偏りが残っています。対象層に応じた情報発信や参加型学習、就学前からの男女平等・人権教育を充実し、アンコンシャス・バイアスへの気づきを家庭、学校、職場、地域での行動変化につなげる必要があります。

また、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍や文化的背景などの多様性を尊重し、人権課題やインターネット上の人権侵害について正しい理解を広げるとともに、行政における広報や事業が男女共同参画の視点で発信しているかを確認する必要があります。

課題2 希望する働き方と経済的自立を支え、家庭責任を分かち合える環境を整えること

仕事と家庭生活の両立には理想と現実のずれがあり、女性の就業継続やキャリア形成、男性の家庭・地域への参画を阻む要因となっています。柔軟な働き方や育児・介護休業を利用しやすい職場環境づくり、保育・介護サービスの充実を進めるとともに、出産や育児、介護などを理由に一度仕事を離れた人が再び働き始めたり、新たな知識やデジタル技術を身につけて仕事の幅を広げたり、自ら事業を始めたりすることができるよう、学びや就労への支援を充実する必要があります。

また、ひとり親家庭など、生活上の様々な事情を抱える人が安定した仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に応じた就業・自立支援を進めることも重要です。

あわせて、市が率先して働き方改革と女性活躍を進め、家事・育児・介護を一方の性に偏らせず、ともに担う意識と実践を広げることが重要です。

課題3 意思決定、地域活動及び防災に多様な人が参画できる条件を整えること

管理職への登用や政策・方針決定過程では男性優位と感じる人が多く、参画意欲にも男女差がみられます。審議会などへの女性登用を計画的に進め、女性委員がいない審議会などをなくすとともに、市職員・教職員の育成や管理職への女性の登用、多様な人材の発掘、参加しやすい会議運営を進める必要があります。

また、地域活動の担い手の高齢化・固定化に対応し、若年層、子育て世代、働く世代、障害のある人、外国人市民などが活動の企画・運営に参画できる環境を整えるとともに、防災に関する施策や事業における意思決定、避難所運営、訓練・備蓄に多様な視点を反映する必要があります。

課題4 ライフステージに応じた健康と生活上の困難を、分野横断で切れ目なく支えること

支援や手助けを必要とする家族がいる世帯が少なくない中、妊娠・出産・子育て、介護、障害、健康、生活困窮、孤独・孤立、ひきこもり、ヤングケアラーなどの課題は、複数重なって現れることがあります。

相談者が制度ごとの窓口を回ることなく必要な情報と支援につながるよう、相談機関の連携、アウトリーチ、居場所、就労・住まいなどを含む分野横断的な支援体制を充実する必要があります。特に困難に直面している女性については、本人の意思を尊重し、相談から一時保護、生活再建、自立まで伴走する包括的な支援が必要です。

課題5 あらゆる暴力を予防し、相談・安全確保から回復・生活再建まで切れ目なく支えること

DV、性暴力、ストーカー、デートDV、ハラスメント、SNSなどを介した性被害・人権侵害などの形態が多様化する一方、被害を受けてもだれにも相談しない人が多く、男性を含めて相談につながりにくい状況があります。若年層への同意や対等な関係に関する予防教育、SNSなどを通じた性被害や誹謗中傷、個人情報の拡散などを防ぐための啓発、行政・学校などにおけるハラスメント防止と二次被害を防ぐ対応を進める必要があります。

また、匿名性や利用しやすさに配慮した相談窓口の周知、安全確保と個人情報保護、関係機関との連携を強化し、回復・自立・生活再建まで切れ目なく支える必要があります。

課題6 施策を広く周知し、成果を見える化して、全庁的な推進力を高めること

男女共同参画に関する計画や条例について、より多くの市民にその内容や目的を知ってもらうとともに、これまで情報が十分に届いていなかった人にも、必要な情報をわかりやすく届けることが必要です。また、情報を知るだけでなく、各種制度や支援の利用、地域や社会への参加、悩みや困りごとの相談など、実際の行動につながるよう取り組みを進める必要があります。

講座回数や配布数だけでなく、情報の到達状況、理解度、行動変化、登用状況、制度利用、相談から支援につながった状況、関係機関連携などを継続的に把握し、事業の改善と進行管理に反映する必要があります。庁内のすべての分野で男女共同参画の視点を共有し、推進本部、職員研修、事業・広報の点検を通じて全庁的な推進体制を強化することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、基本理念を「性別にかかわらず、だれもが尊重され、自分らしく選び、支え合い、安心して暮らせるまち はびきの」とします。

この基本理念は、男女共同参画の推進を、単に女性と男性の役割分担の見直しにとどめるのではなく、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観が認められ、それぞれが自分らしく暮らし、働き、学び、地域で支え合うことができる社会をめざすものです。

羽曳野市では、理想としては男女がともに家庭や仕事を担うべきだと考える人が増えている一方で、実際には家庭や職場、地域においてなお偏りや壁が残っています。そのため、理念を掲げるだけでなく、意識啓発、環境整備、支援体制の充実を一体的に進めることが重要です。

性別にかかわらず、だれもが尊重され、
自分らしく選び、支え合い、安心して暮らせるまち
はびきの

2 計画推進の基本視点

視点1 すべての施策を人権尊重の視点から捉える

性別に基づく差別、暴力、偏見をなくし、一人ひとりの尊厳と意思を施策の出発点とします。

視点2 多様性と包摂の視点を重視する

年齢、障害の有無、性のあり方、家族形態などの違いを尊重するとともに、国籍や文化的背景などにかかわる課題や、部落差別（同和問題）をはじめとする人権課題に関連する複合的な困難にも配慮します。

視点3 これまで施策や啓発が十分に届きにくかった層への働きかけを強化する

若年層、子育て世代、働く世代、外国人市民、孤立しやすい人などに届く媒体・時間・場所・手法を工夫します。

視点4 施策の成果が見える化し、実効性を高める

活動量だけでなく、市民意識、行動、制度利用、登用、相談・支援などの変化を把握し、改善に反映します。

3 基本目標

1 人権と多様性が尊重される社会文化を育みます

家庭、職場、地域に残る固定的な意識や無意識の偏見の解消、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への理解の増進に向けた啓発を進めるとともに、若年層、子育て世代、働く世代など、これまで十分にアプローチできていなかった層にも届くよう、多様な媒体や手法を活用した取り組みを進めます。

また、学校、家庭、地域における学習や教育の充実を通じて、こどもの頃から互いを尊重し、多様性を認め合う意識を育みます。あわせて、性の多様性や多文化共生、インターネット上の人権侵害など、今日的な課題にも対応しながら、だれもが尊重される社会文化の形成をめざします。

2 だれもが希望に応じて働き、学び、家庭や地域と両立できる環境を整えます (女性活躍推進計画)

女性の就労継続、再就職、能力開発、キャリア形成に向けた支援を進めるとともに、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりを推進します。市内事業者に対しては、働き方の見直しや制度利用の促進、性別に関わらない能力発揮のための職場環境づくりについて働きかけていきます。

また、家庭責任が一方の性に偏ることのないよう、男性の家事、育児、介護への主体的な参画を促進し、仕事と生活の両立を支える地域づくりを進めます。

3 政策・方針決定過程や地域活動に多様な人が参画できる地域社会をつくらします

審議会などへの女性登用を着実に進めるとともに、市職員や教育分野などにおける女性の管理職登用を推進します。また、地域活動や市民活動、防災、環境、福祉など地域づくりの様々な場面において、多様な人が参画しやすい環境づくりを進めます。

また、地域防災の分野においても、避難所運営や防災活動において、多様な立場の人の視点が反映されるよう、平時からの意識づくりと参画促進に取り組めます。

4 困難や生きづらさに寄り添い、だれもが安心して暮らせる支援体制を整えます（困難女性支援基本計画）

子育て、介護、障害、生活困窮、孤立などの生活課題への支援とともに、国籍、出自、疾病などに関連して生じる複合的な生きづらさに対し、多層的かつ分野横断的なアプローチを推進します。

支援を必要とする人が必要な情報を得られ、適切な相談先や支援機関につながるができるよう、重層的な支援体制の整備をめざします。特に困難を抱えやすい立場にある女性に対しては、相談、居場所、自立支援、関係機関との連携などを含めた包括的な支援の視点を持って施策を進めます。

5 あらゆる暴力を許さず、早期発見から回復・自立まで切れ目なく支援します（DV防止基本計画）

DVや性暴力、ハラスメントなどを許さない意識づくりを進めるとともに、若年層への予防教育や、家庭、学校、職場、地域における継続的な啓発を推進します。また、相談員による相談支援や関係機関との連携を強化し、被害者が安心して相談できる環境づくりを進めます。

被害者支援にあたっては、複合的な課題を抱える被害者に対しても適切に対応できるよう、福祉、警察、教育、民間支援団体などとの連携を強化し、早期支援から回復・自立に至るまでの支援体制の構築をめざします。

4 施策の体系

基本目標	基本方針
1 人権と多様性が尊重される社会文化を育みます	1 固定的性別役割分担意識の解消と意識改革
	2 学校・家庭・地域における男女平等教育の充実
	3 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進
	4 多様性の尊重とメディア・情報リテラシーの向上
2 だれもが希望に応じて働き、学び、家庭や地域と両立できる環境を整えます（女性活躍推進計画）	5 女性活躍と就労継続・再就職支援
	6 仕事と生活の調和の推進
	7 男性の家事・育児・介護への主体的参画の促進
3 政策・方針決定過程や地域活動に多様な人が参画できる地域社会をつくれます	8 政策・方針決定過程への女性参画の拡大
	9 地域活動・市民活動における男女共同参画の推進
	10 防災におけるジェンダー視点の反映
4 困難や生きづらさに寄り添い、だれもが安心して暮らせる支援体制を整えます（困難女性支援基本計画）	11 子育て、介護、障害、生活困窮などの複合的課題への支援
	12 困難な問題を抱える女性への包括的支援
5 あらゆる暴力を許さず、早期発見から回復・自立まで切れ目なく支援します（DV防止基本計画）	13 DV・性暴力・ハラスメントなどを許さない意識づくり
	14 安心して相談できる支援体制の強化

第4章 施策の展開

基本目標 1 人権と多様性が尊重される社会文化を育みます

現状と課題

市民意識調査では、固定的性別役割分担意識に反対する人が半数程度となる一方、男性では賛否が拮抗し、家庭の家事時間や職場の管理職登用など実態面の偏りも残っています。この状況を解消するためには、これまでの啓発を継続しながら、若年層や子育て世代、働く世代などに届く発信をし、参加型学習の機会を充実させる必要があります。また無意識の偏見を解消するため、行政の広報表現の点検をする必要があります。さらに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重し、地域、家庭、学校、職場、行政の各分野で理解増進と相談体制の充実を進めることが求められています。

基本方針 1 固定的性別役割分担意識の解消と意識改革

施策の方向① 多様な媒体を活用した広報・啓発の推進

男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動、国際女性の日などの機会を捉え、広報紙、ウェブサイト、SNSなど、啓発冊子、ポスター、公共施設での展示などを組み合わせて、固定的な意識や無意識の偏見の解消を図ります。対象層ごとに情報の内容と届け方を工夫します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
1	各月間・週間などの啓発	国・大阪府の啓発期間にあわせ、広報、展示、啓発物品などにより継続的に情報発信します。	人権推進課
2	男女共同参画啓発事業	啓発冊子「きらりHABIKINO」、ウェブサイト、SNSなどを活用し、身近な事例をわかりやすく伝えます。	人権推進課
3	アンコンシャス・バイアス啓発	家庭、職場、地域の無意識の思い込みを題材に、チェックリストや事例を定期的に発信します。	人権推進課
4	若年層向けデジタル発信	短い動画、SNS投稿、学校・大学との連携などにより若年層への到達度を高めます。	人権推進課 学校教育課 生涯学習スポーツ課

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
5	広報事業	市の広報紙・ウェブサイトなどで発信する情報が、ジェンダー視点であるかを点検します。	都市魅力戦略課

施策の方向② 講座・フォーラムなどによる参加型の学習機会の充実

市民が男女共同参画を自分自身の生活や地域の課題として考え、対話できる機会を充実します。参加者の年代・性別などに応じて、テーマ、開催時間、会場、オンライン活用などを工夫します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
6	きらはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～	講演、音楽、展示などを通じて、市民が人権と男女共同参画を考える機会を設けます。	人権推進課
7	固定的性別役割分担意識を解消するセミナー・講座の企画や開催	家事・育児、働き方、健康、性の多様性、暴力防止などの身近なテーマで学習機会を提供します。	人権推進課
8	講座・啓発事業の効果把握	参加者アンケートに理解度や今後の行動意向を取り入れ、事業や施策に反映します。	人権推進課

基本方針２ 学校・家庭・地域における男女平等教育の充実

施策の方向① 幼少期からの人権感覚と男女平等意識の育成

幼少期から、遊び、生活、絵本、行事などを通じて、性別による決めつけをせず、互いの違いと人権を尊重する態度を育みます。保育・教育に携わる職員の研修と教材の点検を進めます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
9	幼少期からの人権教育	日常の保育・教育・絵本のよみきかせ・行事を通じて、性別にとらわれない遊びや役割、多様な家族への理解を育みます。	こども保育課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 図書館
10	保育・教育関係者研修	男女平等、性の多様性、無意識の偏見などに関する研修を行います。	こども保育課 学校教育課

施策の方向② 学校教育における男女平等・人権教育の推進

発達段階に応じて、人権、男女平等、生と性、デートＤＶ、情報モラルなどを学ぶ機会を確保します。進路指導や学校行事、校務分担などにおいても、性別にとらわれない選択と参画を支えます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
11	人権教育・男女平等教育	教育活動全体を通じて、互いを尊重し、多様な生き方を認める態度を育成します。	学校教育課
12	「生と性」に関する教育	生命の尊重、同意、性被害防止、性の多様性などについて発達段階に応じた教育を行います。	学校教育課
13	性別にとらわれない進路・キャリア教育	職業観や進路選択における固定観念を減らし、多様なロールモデルに触れる機会を設けます。	学校教育課
14	教職員研修	男女平等、性の多様性、デートＤＶ、ＳＮＳ被害などについて理解を深めます。	学校教育課
15	男女混合名簿・性別にとらわれない学校運営	学校園の指導要録、出席簿などで男女混合名簿を使用するとともに、男女共通の体操服や制服の選択など、性別にとらわれない学校運営を進めます。	学校教育課

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
16	職場体験・保育体験の実施	幼稚園・保育所などを含む職場体験や保育実習を通じて、性別にとらわれない職業観を育み、こどもとの関わりや働くことへの理解を深めます。	学校教育課 こども保育課

施策の方向③ 家庭・地域における学習機会の充実

保護者、地域住民、青少年を対象とする講座や社会教育の場に、男女共同参画の視点を取り入れます。家庭内の役割分担やこどもの進路選択について考える機会を設けます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
17	家庭教育支援・青少年講座	保護者や青少年を対象に、人権、家事・育児分担、情報モラルなどを学ぶ機会を提供します。	次世代育成課 青少年児童センター
18	市民大学・生涯学習講座	男女共同参画、多様性、健康、地域参画などをテーマに学習機会を提供します。	生涯学習スポーツ課 陵南の森公民館

基本方針3 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進

施策の方向① 市民・地域における理解増進

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、正確でわかりやすい情報を発信し、いじめ、差別、偏見、ハラスメントをなくします。本人の意思とプライバシーを尊重し、家庭や地域で孤立することのない環境づくりを進めます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
19	SOGIの多様性に関する啓発	広報、ウェブサイト、啓発資料、セミナーなどを通じて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めます。	人権推進課

施策の方向② 行政・教育現場における研修と相談体制の充実

市職員や教職員などが、当事者の置かれた状況や必要な配慮を理解し、適切に対応できるよう研修を行います。また、市民、職員、児童・生徒などが安心して相談できる窓口と連携体制を整えます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
20	性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する研修	市職員や教職員に対し、各種研修の機会を通じて正しい知識、配慮、相談対応などの理解を深めます。	人事課 学校教育課
21	性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する相談	市民、職員、児童・生徒などからの相談に対応し、本人の意思とプライバシーを尊重して必要な支援や関係機関につなぎます。	人権推進課 人事課 学校教育課

施策の方向③ 企業・労働者への理解増進

だれもが働きやすい職場環境の実現に向けて、企業の取り組み事例、法制度、相談窓口などを周知し、事業主と労働者の理解を促進します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
22	企業・労働者への理解増進	企業の取り組み事例や相談・支援情報などを周知し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を尊重する職場づくりを促進します。	経済労働課

基本方針4 多様性の尊重とメディア・情報リテラシーの向上

施策の方向① メディア・情報リテラシーと男女共同参画に配慮した情報発信

SNSなどの情報を鵜呑みにせず、差別的表現、同意のない撮影・共有・拡散などの加害を防ぎ、被害を受けた場合の相談や、投稿・画像などの削除支援につながるための知識を身につける力を育みます。市の広報物や事業案内についても、性別による固定観念を助長しない表現を徹底します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
23	情報モラル・メディアリテラシー教育	SNSなど、広告、生成AIなどの情報を読み解き、人権侵害や性被害を防ぐ力を育成します。	学校教育課
24	男女共同参画に配慮した表現のガイドライン	行政広報やチラシなどの表現を点検するための考え方を周知します。	人権推進課 都市魅力戦略課

施策の方向② 行政における男女共同参画の推進体制と職員意識の強化

庁内のすべての施策に男女共同参画の視点を反映するため、推進本部などで情報共有を行い、職員研修、事業点検、統計・成果の把握を進めます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
25	男女共同参画推進本部	関係各課の取り組み状況、課題、好事例を共有し、横断的な施策を調整します。	人権推進課 全庁
26	職員研修	アンコンシャス・バイアス、性の多様性などの研修を行います。	人事課 人権推進課
27	事業・広報の男女共同参画チェック	主要事業や広報物について、対象・参加・表現・データなどの観点から点検します。	全庁

基本目標 2

だれもが希望に応じて働き、学び、家庭や地域と 両立できる環境を整えます

(女性活躍推進計画)

現状と課題

女性の就業継続や再就職への意向が高まる一方、柔軟な勤務形態、育児・介護休業、保育・介護サービス、家族や職場の理解などが求められています。家庭責任の偏りは、女性のキャリア形成だけでなく、男性が家庭や地域に関わる機会も狭めます。本人への支援、企業への働きかけ、地域のケア基盤の構築を一体的に進める必要があります。

基本方針 5 女性活躍と就労継続・再就職支援

施策の方向① 就労継続・再就職・キャリア形成への支援

就労相談、求人・制度情報、再就職講座、キャリア形成、職業訓練などの情報を、ライフステージや個々の状況に応じて提供します。ハローワーク、大阪府、関係機関との連携を強化します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
28	就労・再就職情報の提供	求人、職業訓練、両立支援制度などをウェブサイトや窓口で継続的に提供します。	経済労働課 人権推進課
29	就労相談・関係機関連携	ハローワークなどと連携し、個別の状況に応じた相談・紹介につなげます。	経済労働課
30	女性のキャリア形成支援	キャリアデザイン、面接、デジタル活用などの講座・情報提供を行います。	人権推進課 経済労働課

施策の方向② 学び直し・デジタルスキル・創業への支援

離職期間がある人や新たな分野に挑戦する人が、学び直しやデジタルスキルを身につけられるよう情報提供と支援を進めます。創業・起業を希望する人には相談、セミナー、関係機関への接続を行います。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
31	リスキリング・デジタルスキル情報	国・大阪府・民間の職業訓練、オンライン講座、給付制度などをわかりやすく案内します。	経済労働課 人権推進課

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
32	創業支援	創業相談、セミナー、支援制度、商工関係機関との連携を進めます。	経済労働課

施策の方向③ ひとり親家庭などの就業・自立支援

ひとり親家庭などの状況に応じて、就業相談、資格取得、職業訓練、生活支援を組み合わせ、安定した就労と経済的自立を支援します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
33	自立支援教育訓練給付金事業	指定講座の受講費用の一部を支給し、主体的な能力開発を支援します。	こども政策課
34	高等職業訓練促進給付金等事業	資格取得期間中の生活を支え、就業につながる専門資格の取得を支援します。	こども政策課
35	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携して支援します。	こども政策課

基本方針6 仕事と生活の調和の推進

施策の方向① 柔軟で働き続けやすい職場づくりへの働きかけ

事業者に対し、長時間労働の是正、柔軟な勤務、育児・介護休業、ハラスメント防止、性別にかかわらず配置・登用などの法制度や好事例に関する情報を提供します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
36	労働関連法令・制度の周知	育児・介護休業、均等取扱い、ハラスメント防止などの最新情報を提供します。	経済労働課 人権推進課
37	事業者への啓発・好事例の提供	大阪府の認証・表彰制度などを紹介し、働きやすい職場づくりを促します。	経済労働課 人権推進課
38	相談窓口の案内	労働相談、ハラスメント相談、両立支援などの専門窓口を周知します。	経済労働課

施策の方向② 育児・介護と就労の両立を支えるサービスの充実

保育、放課後児童、病児・病後児保育、介護サービス、相談支援などの充実と利用促進を図り、家族の状況に応じた両立を支えます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
39	多様な保育サービス	延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などを計画的に提供します。	こども保育課
40	放課後児童対策	就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童の生活・活動の場を確保します。	次世代育成課
41	介護サービス・家族介護支援	介護保険サービス、相談、家族介護者支援などを通じて就労との両立を支えます。	高齢福祉介護課

施策の方向③ 市役所における働き方改革と女性活躍

市が率先して、長時間労働の縮減、休暇・休業の取得、柔軟な働き方、ハラスメント防止、性別にかかわらず能力発揮を進めます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
42	特定事業主行動計画の推進	女性職員の管理職への登用、男性職員の育児休業取得率、職員一人当たりの年間時間外勤務時間数などの目標を管理し、取り組みを公表します。	人事課
43	ワーク・ライフ・バランス研修	職員がライフステージを見通して能力開発やキャリア形成を考える機会を設けます。	人事課
44	メンタルヘルス・ハラスメント対策	相談体制、研修、職場環境の改善を進めます。	人事課

基本方針7 男性の家事・育児・介護への主体的参画の促進

施策の方向① 家庭責任を分かち合う意識と実践の促進

家事・育児・介護を「手伝う」のではなく、ともに担う責任として捉える意識を広げます。家族での話し合いや具体的な分担につながる情報・学習機会を提供します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
45	男性の家事・育児・介護参画啓発	冊子、SNSなど、セミナーなどで、分担の工夫やロールモデルを発信します。	人権推進課
46	家族で考える家事分担・共育て講座	家事の見える化、対話、育児・介護の基礎などを学ぶ講座を実施します。	人権推進課 こども家庭支援課

施策の方向② 父親の育児参加と共育ての支援

妊娠期から父親が育児や家事に関わるための情報、体験、相談機会を充実します。育児休業の取得や復帰後の両立についても情報提供します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
47	両親教室・父親向け育児支援	妊娠、出産、乳幼児期の育児について父親が学び、参加できる機会を設けます。	こども家庭支援課
48	子育て支援センター事業	父親も利用しやすい時間・企画を工夫し、親子の交流と相談を支援します。	こども家庭支援課

施策の方向③ 男性の介護参画・相談・健康づくりの支援

男性介護者が介護を抱え込まず、相談、介護技術、サービス利用、仲間との交流につながるよう支援します。仕事、孤立、心身の健康など、男性自身の困りごとにも対応します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
49	家族介護者教室・相談	介護技術、制度、仕事との両立などを学び、相談できる機会を提供します。	高齢福祉介護課
50	男性の相談・健康情報	こころの健康、生活習慣、孤立、家族関係などの相談・支援情報を発信します。	健康増進課

基本目標 3

政策・方針決定過程や地域活動に多様な人が参画できる地域社会をつくります

現状と課題

政策・方針決定過程への参画意向には男女差があり、女性が参加しやすい条件整備と人材育成が必要です。地域活動では担い手の高齢化や固定化が進み、防災分野では多様な立場のニーズを意思決定と避難所運営に反映することが求められています。

基本方針 8 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

施策の方向① 審議会などへの女性登用の計画的な推進

審議会などの女性委員割合38%以上をめざすとともに、女性委員がいない審議会などをなくします。委員選任の早い段階から候補者の確保、推薦基準、職務指定の見直しなどを行います。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
51	審議会などへの女性登用	女性委員割合の目標を共有し、各審議会などで登用計画を作成・点検します。	全庁 人権推進課
52	女性委員ゼロの解消	女性委員がいない審議会などについて、理由と改善策を確認し、解消を図ります。	全庁 人権推進課
53	登用状況の公表	審議会などの女性割合を毎年度把握し、分野別の進捗見える化します。	人権推進課

施策の方向② 市職員・教育分野などにおける女性の管理職への登用と人材育成

採用、配置、研修、昇任などの各段階で性別による偏りが生じないように点検し、女性職員・教職員のキャリア形成と管理職登用を進めます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
54	女性職員のキャリア形成・登用	研修、職務経験、相談などを通じて、管理職候補となる人材を計画的に育成します。	人事課
55	教育分野の女性管理職登用	校務分担、研修、働き方などを含め、女性教職員の管理職登用を進めます。	学校教育課

基本方針９ 地域活動・市民活動における男女共同参画の推進

施策の方向① 多様な人が参加しやすい地域・市民活動の環境づくり

自治会、市民公益活動、ボランティアなどに、性別や年齢、働き方、障害の有無、国籍などにかかわらず参加しやすい環境を整えます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
56	市民公益活動支援	活動相談、情報提供や活動場所、団体間交流などを通じて市民活動を支援します。	市民協働ふれあい課
57	ボランティア活動支援	高齢者の参加希望者と活動団体や活動場所をつなぎ、ボランティア活動への参加を促進します。	高齢福祉介護課

施策の方向② 地域活動の担い手・リーダーの育成

女性、若者、子育て世代、働く世代などが企画・運営や意思決定に参画できるよう、研修、交流、活動の入口づくりを進めます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
58	地域リーダー研修・社会教育振興	P T A、N P Oなどの担い手に研修情報を提供し、多様なリーダーを育成します。	学校教育課

基本方針10 防災におけるジェンダー視点の反映

施策の方向① 防災の施策や事業の意思決定への女性・多様な人の参画

防災会議、災害対策本部、避難所運営などに女性を含む多様な人が参画し、平時から意思決定に意見を反映する仕組みを整えます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
59	防災会議などへの女性参画	防災に関する会議・組織の女性割合を高め、多様な分野の人材を登用します。	危機管理課
60	防災分野への女性参画とリーダー育成	防災リーダー研修、地域訓練などへの女性の参加を促し、人材を育成します。	危機管理課

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った避難所運営・備蓄

トイレ、更衣・授乳・搾乳スペース、防犯、衛生用品、乳幼児・高齢者・障害者などへの配慮を避難所運営マニュアル、資機材、備蓄に反映します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
61	避難所運営マニュアルの点検	多様なニーズと安全確保の観点から、役割分担や相談対応などを見直します。	危機管理課
62	備蓄・避難所設備の充実	生理用品、下着、乳幼児用品、介護用品などを含む備蓄とプライバシー確保を進めます。	危機管理課

施策の方向③ 多様な視点を取り入れた地域防災の推進

防災訓練などに男女共同参画の視点を取り入れ、女性、子育て家庭、高齢者、障害者、外国人市民などが参加しやすいよう工夫します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
63	地域防災力促進事業	校区・地域の防災訓練で、多様なニーズを想定した避難所運営を実践します。	危機管理課

基本目標 4

困難や生きづらさに寄り添い、だれもが安心して暮らせる支援体制を整えます

(困難女性支援基本計画)

現状と課題

子育て、介護、障害、生活困窮、孤独・孤立、健康、暴力などの課題は、単独ではなく重なって現れることがあります。また、国籍、出自、疾病、障害などに関連して生じる課題が複合化・複雑化していることがあります。支援を必要とする人が、自ら制度を探して複数の窓口を回らなくても、最初の相談から適切な支援につながる体制が必要です。特に困難を抱える女性については、本人の意思を尊重し、居場所、生活再建、就労、住まいなどを含む包括的な支援を進めます。

基本方針11 子育て、介護、障害、生活困窮などの複合的課題への支援

施策の方向① 生涯を通じた健康支援

性差やライフステージに応じた健康課題について、正しい知識、健診、相談、医療への接続を進めます。妊娠・出産、更年期、こころの健康などについて、本人が意思決定できるよう情報を提供し、支援します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
64	健康診査・がん検診等	各種健診・検診の受診を促進し、早期発見・早期対応につなげます。	健康増進課
65	女性の健康に関する情報・相談	月経、妊娠・出産、更年期などの情報と相談先をわかりやすく提供します。	健康増進課 人権推進課
66	こころの健康・自殺対策	相談、関係機関連携、啓発などにより、孤立やこころの不調への支援を進めます。	健康増進課

施策の方向② 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

妊娠期から子育て期まで、母子保健、相談、家庭訪問、保育、地域子育て支援などを切れ目なく提供します。ひとり親、若年妊婦、外国人家庭、医療的ケアを必要とするこどもなど、個別の状況に配慮します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
67	こども家庭センターにおける相談・支援	母子保健と児童福祉を一体的に運用し、継続的な相談・支援を行います。	こども家庭支援課
68	妊産婦・乳幼児健康支援	健診、相談、訪問、産後ケアなどを通じて妊娠・出産・育児を支えます。	こども家庭支援課
69	地域子育て支援・ファミリーサポート	親子の交流、相談、相互援助活動などを通じて子育て家庭を支えます。	こども家庭支援課 こども保育課
70	保育・教育現場への巡回相談・専門支援	保育所・こども園・幼稚園・学校などに心理士や専門家チームなどを派遣し、発達や配慮・支援のあり方について助言し、必要な支援機関につなぎます。	こども保育課 学校教育課

施策の方向③ 高齢者・介護者への支援

地域包括ケアシステムのもと、介護予防、認知症施策、権利擁護、介護サービス、家族介護者支援などを進めます。女性に偏りやすい介護負担や、男性介護者の孤立にも配慮します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
71	地域包括支援センターなどの相談支援	高齢者と家族の相談を受け、介護、医療、権利擁護などにつなげます。	高齢福祉介護課
72	認知症施策・介護予防	認知症への理解、早期相談、本人・家族支援、介護予防を進めます。	高齢福祉介護課
73	家族介護者支援	介護教室、相談、レスパイトなどにより介護者の負担軽減を図ります。	高齢福祉介護課
74	老人福祉事業	老人いこいの家の管理・運営を通じて、高齢者の健康増進、教養・レクリエーション、自主活動・交流の場を提供します。	高齢福祉介護課
75	健康生きがい就労トライアル事業	60歳以上の市民を対象に、ハローワーク、大阪府、関係機関などと連携し、就労に関する説明会や就労機会への接続を行います。	高齢福祉介護課

施策の方向④ 障害のある人と家族への支援

障害のある人が地域で自分らしく生活し、学び、働き、社会参加できるよう、相談支援、福祉サービス、就労支援、権利擁護などを進めます。家族の高齢化やケア負担にも対応します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
76	障害福祉相談・サービス	相談支援と福祉サービスを通じて地域生活を支えます。	障害福祉課
77	障害者就労支援	関係機関と連携し、就労相談、職場定着、企業理解を進めます。	障害福祉課

施策の方向⑤ 生活困窮、孤独・孤立、ひきこもり、ヤングケアラーなどへの支援

本人や家族が抱える複合的な課題を早期に把握し、生活、就労、家計、住まい、学習、居場所づくりなどの支援につなげます。学校、福祉、地域などの連携を強化します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
78	生活困窮者自立相談支援	生活・就労・家計などの相談を受け、包括的・継続的な支援などを、分野横断的に実施します。	保健福祉政策課
79	ひきこもり・孤独孤立支援	相談窓口の設置、訪問支援や居場所づくりの推進、家族支援、関係機関連携などを進めます。	保健福祉政策課 こども家庭支援課 学校教育課 経済労働課
80	ヤングケアラー支援	学校・児童・福祉の各分野が連携し、早期把握、相談、家族全体への支援を行います。	保健福祉政策課 こども家庭支援課 学校教育課

施策の方向⑥ 分野横断的な相談・支援体制の充実

相談を受けた窓口が課題を抱え込まず、本人の同意とプライバシーに配慮しながら、必要な分野と連携する体制を整えます。支援につながりにくい人へのアウトリーチも検討します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
81	重層的・包括的支援の推進	高齢、障害、こども、生活困窮の分野を越えた一体的な支援を行い、相談支援、参加支援、地域づくりに取り組みます。	保健福祉政策課
82	相談窓口情報の一元化	相談内容から適切な窓口を探せる案内を、印刷物やウェブ掲載で周知を図ります。	人権推進課 人権文化センター

基本方針12 困難な問題を抱える女性への包括的支援

施策の方向① 相談支援と早期のつながりづくり

年齢、障害の有無、国籍・在留資格、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、妊娠の有無などにかかわらず安心して相談できる窓口を周知し、暴力被害、生活困窮その他の困難に応じて支援します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
83	女性相談事業	専門女性相談員、女性相談支援員、職員が相談を受け、課題を整理し、必要な支援や関係機関につなぎます。	人権推進課
84	相談情報の多様な発信	広報、ウェブサイト、SNSなど、啓発カードなどを活用し、相談先と利用方法を繰り返し周知します。	人権推進課 人権文化センター
85	アウトリーチ・同行支援	必要に応じて関係機関と連携し、相談につながりにくい人への訪問・同行などを検討します。	人権推進課 関係課

施策の方向② 安全な居場所と一時的な保護の確保

家庭や居所が安全でない場合、本人と同伴するこどもの安全を最優先し、大阪府、警察、民間支援団体などと連携して一時保護や居場所を確保します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
86	緊急時の安全確保・一時保護連携	危険度を把握し、大阪府、警察、関連支援機関などと連携するとともに、民間支援団体の情報を把握し、安全を確保します。	人権推進課 こども家庭支援課 障害福祉課 高齢福祉介護課

施策の方向③ 自立に向けた伴走型支援

就労、住まい、経済、子育て、健康、法的手続きなどについて、一人ひとりの希望と状況に応じて支援計画を共有し、生活の安定と自己決定を支えます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
87	就労・資格取得支援への接続	就労相談、職業訓練、ひとり親支援などに確実につなぎます。	こども政策課
88	住まい・生活支援への接続	住居確保、生活困窮、福祉制度、家計などの支援につなぎます。	生活福祉課 建築住宅課

施策 番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
89	法的・心理的支援情報	法律相談、心理相談、医療などの専門支援を案内します。	人権推進課

施策の方向④ 関係機関ネットワークと支援人材の充実

庁内関係課、大阪府、警察、医療、福祉、教育、司法、民間支援団体などが、守秘義務と本人の意思に配慮しながら、役割分担と連携方法を共有します。

施策 番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
90	困難女性支援関係機関連絡会議	事例から見える課題、支援資源、連携手順などを共有し、体制を改善します。	人権推進課
91	相談・支援担当者研修	困難女性支援法、トラウマ、二次被害、外国人・障害者への配慮などを学びます。	人権推進課

基本目標 5

あらゆる暴力を許さず、早期発見から回復・自立まで切れ目なく支援します

(DV防止基本計画)

現状と課題

DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、デートDV、SNSなどを介した被害などは、重大な人権侵害です。相談につながりにくい背景には、被害と認識していないこと、恥の意識や自責感、加害者への恐怖、経済・住居・こどもの問題、相談先への不安などがあります。予防、早期発見、相談、安全確保、回復・生活再建までを切れ目なく支える必要があります。

基本方針13 DV・性暴力・ハラスメントなどを許さない意識づくり

施策の方向① あらゆる暴力を許さない啓発の推進

暴力は親密な関係や家庭内であっても許されないこと、被害者に責任がないこと、相談できることを、市民に繰り返し伝えます。性別にかかわらず被害が生じ得ることを踏まえて相談・支援を行います。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
92	DV・性暴力・ハラスメント防止啓発事業	広報、ウェブサイト、啓発資料、展示などを通じて、暴力を許さない意識と相談先を周知します。	人権推進課
93	デートDV予防の推進と相談事業	若年層への啓発は学校教育を通じて、対等な関係、同意、暴力の気づき、相談について学ぶ機会を設け、成人への啓発はSNSなどを利用し、相談体制を整えます。	人権推進課 学校教育課

施策の方向② 若年層への予防教育

対等な関係、同意、境界線、相談、SNS利用などについて、発達段階に応じて学ぶ機会を設けます。学校、大学、青少年関係機関と連携し、自分と相手を尊重する関係づくりを支えます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
94	ジェンダー教育	小・中学校などの授業において、人権、男女平等、デートDVの予防、性暴力防止などを発達段階に応じて学びます。	学校教育課

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
95	若年層の性暴力予防事業	若年層の性暴力被害予防月間などの機会を捉え、ＪＫビジネス、ＡＶ出演被害などを含む性暴力の防止と相談先を周知します。	人権推進課

施策の方向③ デジタル空間における性被害・人権侵害の防止

画像の無断撮影・拡散、リベンジポルノ、性的な誘導、位置情報を利用した監視、誹謗中傷などについて、危険性と相談・削除支援などの情報を提供します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
96	インターネットによる性被害防止啓発	ＳＮＳなどを介した性被害、画像の無断拡散、リベンジポルノ（同意のない性的画像・動画の拡散）などの危険性と相談方法を周知します。	人権推進課
97	情報モラル教育	学校教育の中で、個人情報、画像、同意、加害行為、相談などについて考え、学ぶ機会を確保します。	学校教育課

施策の方向④ 行政・学校などにおける研修とハラスメント防止

市役所や学校などにおいて、ハラスメントを防止し、被害者を責めない適切な相談対応と二次被害防止を徹底します。管理職を含む職員・教職員への研修と相談体制の充実を進めます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
98	庁内研修などの実施	職員に対し、ハラスメント防止、被害者対応、二次被害防止などに関する研修を行います。	人事課
99	ハラスメント研修	教職員に対し、児童・生徒及び教職員間のハラスメント防止と適切な対応について研修を行います。	学校教育課

基本方針14 安心して相談できる支援体制の強化

施策の方向① 相談窓口の周知とアクセスの向上

女性相談、男性相談、性的マイノリティなどの相談、DV相談、性暴力相談、大阪府、警察、法律相談などの役割をわかりやすく示し、相談者が選択できるようにします。相談時間、方法、場所、匿名性、配慮事項などの情報を充実します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
83 再掲	女性相談事業	専門女性相談員、女性相談支援員、職員が相談を受け、課題を整理し、必要な支援や関係機関につなぎます。	人権推進課
100	児童・生徒相談窓口事業	児童・生徒、保護者、教職員に相談窓口を周知し、相談しやすい環境を整えます。	学校教育課
101	ハラスメント・ストーカー相談事業	学校園に相談窓口を設置し、児童・生徒及び教職員からの相談に対応します。	学校教育課
102	子育て支援保育士事業	就学前教育・保育施設などが園庭開放や親子教室などを行い、地域の子育て家庭からの相談を受け、子育て不安の解消や負担軽減、児童虐待の早期発見・支援につなげます。	こども保育課

施策の方向② 被害者の安全確保と個人情報保護

危険度に応じて大阪府、警察、医療、一時保護施設などと連携し、本人と同伴するこどもの安全を確保します。住民基本台帳事務などの支援措置や庁内の情報管理を徹底します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
86 再掲	緊急時の安全確保・一時保護連携	危険度を把握し、大阪府、警察、関連支援機関などと連携するとともに、民間支援団体の情報を把握し、安全を確保します。	人権推進課 こども家庭支援課 障害福祉課 高齢福祉介護課
103	支援措置事務事業	住民基本台帳、戸籍届書などの取扱いにおいて、DV等被害者の住所情報などを適切に保護します。	市民課

施策の方向③ 回復・自立・生活再建への切れ目のない支援

安全が確保された後も、住まい、就労、経済、こどもの保育・教育、健康、法的手続、心理的回復などの課題に応じて伴走します。支援の終了時期は一律とせず、本人の希望と状況を尊重します。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
104	家庭児童相談事業・要保護児童対策地域協議会	児童虐待やDVを含む要保護児童世帯について、関係機関が情報を共有し、こどもと家庭を支援します。	こども家庭支援課
83 再掲	女性相談事業	専門女性相談員、女性相談支援員、職員が相談を受け、課題を整理し、必要な支援や関係機関につなぎます。	人権推進課

施策の方向④ 虐待対応との連携と支援ネットワークの強化

DVと児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待などが重なる場合を想定し、関係機関が被害者の安全と権利を最優先に連携します。研修や事例検討を通じて支援の質を高めます。

施策番号	主な事業・取り組み	取り組み内容	主な担当課
105	高齢者虐待防止事業	相談・通報への対応、権利擁護、成年後見制度の利用支援、関係機関とのネットワークづくりを進めます。	高齢福祉介護課
106	障害者虐待対応事務事業	障害者虐待に関する通報に対し、迅速に事実確認・安全確認を行い、必要な対応を行います。	障害福祉課
107	羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議	庁内関係課が情報と支援方針を共有し、配偶者からの暴力の防止と被害者支援を連携して行います。	人権推進課・関係課
108	DV・困難女性支援関係機関連絡会議	DV及び困難な問題を抱える女性への支援について、関係機関の役割分担、連携手順、支援資源を共有する会議の設置を検討します。	人権推進課

第5章 計画の推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画は、人権、雇用、福祉、子ども・子育て、教育、健康、防災、地域づくりなどの幅広い分野に関わります。男女共同参画推進本部を中心に関係部署が目標と課題を共有し、施策の企画・実施・評価に男女共同参画の視点を反映します。主管課は、庁内照会、研修、情報提供、進捗の集約を行います。

- 男女共同参画推進本部及び担当者間の連絡・調整体制を充実します。
- 各課が所管する計画・事業・広報物に男女共同参画の視点を反映します。
- 相談・支援分野では、本人の同意、個人情報、守秘義務に配慮した連携ルールを共有します。
- 管理職を含む職員研修を継続し、行政内部の意識と実践を高めます。

2 市民、事業者、教育関係者、地域団体との協働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、市民、事業者、教育関係者、地域団体、関係機関などの主体的な取り組みが不可欠です。市は、それぞれが役割を発揮できるよう、情報提供、学習機会、活動支援、連携などを進めます。

主体	期待される主な役割
市民	家庭・職場・地域の慣行を見直し、互いの意思と人権を尊重します。家事・育児・介護や地域活動を分かち合います。
事業者	雇用・配置・登用の均等、柔軟な働き方、育児・介護休業、ハラスメント防止、相談体制を進めます。
教育関係者	性別にとらわれない学びと進路選択、人権・生と性・暴力防止・情報モラル教育を進めます。
地域団体・市民活動団体	多様な人が参加し意思決定に関われる運営を進め、地域課題の解決と見守り・支え合いに取り組みます。
市	施策を総合的に推進し、率先して職場環境の改善、人材登用、広報、データ把握、相談支援などを行い、各分野の連携を進めます。

3 国、大阪府、関係機関との連携

国・大阪府の方針や制度を注視し、相談・支援機関、警察、医療、司法、労働、教育、福祉、民間支援団体などとの連携を進めます。特に、DV・性暴力、困難女性支援、就労、複合的課題、防災などは行政単独で完結しないため、平時から連絡先、役割分担、支援資源を共有します。

4 成果に基づく進行管理

毎年度、各事業の実施状況と成果指標を把握し、男女共同参画推進本部及び男女共同参画推進審議会などで点検します。単なる実施の有無ではなく、市民の理解・行動、制度利用、登用、相談・支援、庁内連携などの変化を重視します。評価結果は次年度の取り組みに反映し、可能な範囲で市民に公表します。

段階	内容	主な取り組み
Plan	計画・年次方針	成果指標、対象層、役割分担、必要な連携を明確にします。
Do	施策・事業の実施	対象層に届く方法を工夫し、関係主体と連携して実施します。
Check	実績・成果の把握	活動量、参加者属性、理解度、相談・制度利用、登用などを確認します。
Action	改善・見直し	審議会などの意見を踏まえ、事業内容、周知、体制、指標などを改善します。

5 情報発信と市民意見の反映

計画や施策を市民に身近なものとするため、概要版、ウェブサイト、SNS等、講座、展示などを活用し、わかりやすく情報発信します。若年層、働く世代、男性、外国人市民、障害のある人などに届くよう、表現、媒体、時間、場所、アクセシビリティを工夫します。また、市民意識調査、パブリックコメント、審議会、ワークショップ、相談現場の声などを施策の改善に生かします。

6 中間見直し

計画期間の中間時点を目安として、市民意識、社会情勢、法制度、成果指標の進捗、事業の実効性などを総合的に点検します。大きな変化が生じた場合は、中間時点を待たず、必要な施策や指標の見直しを行います。

第6章 成果指標

1 成果指標の考え方

成果指標は、計画全体の到達状況を把握する「成果指標」と、毎年度の取り組み状況を把握する「活動指標」を組み合わせます。数値目標は、現状値、過去の推移、関連計画との整合、実現可能性を確認して設定します。調査結果を用いる指標は、市民意識調査の実施時期にあわせて把握します。

区分	指標	現状値	目標・方向
目標1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人の割合	48.3%	53%
	市の男女共同参画推進条例の認知度	27.1%	30%
	市の男女共同参画推進プランの認知度	24.3%	26%
	L G B T Qの認知度	71.0%	78%
	S O G Iの認知度	21.7%	24%
目標2	平日の家事を「ほとんどしない」男性の割合	38.8%	31%
	市職員の女性管理職割合	24.4% (令和7年度実績)	25%
	市職員の配偶者出産補助休暇と育児参加休暇両方合わせて5日以上取得した割合	57.1% (令和6年度実績)	80%
目標3	審議会などにおける女性委員の割合	27.0% (令和6年度実績)	30%
	女性委員がいない審議会などの数	9 (令和6年度実績)	0
目標4	乳がん検診の受診率	20.0% (令和4年度実績)	60%
	子宮がん検診の受診率	22.4% (令和4年度実績)	60%
目標5	「相手の交友関係や電話を細かく監視する」という行為を、DVとして認識している人の割合	63.4%	70%
	「家に生活費を入れない」という行為を、DVとして認識している人の割合	68.0%	75%
	DV防止法の認知度	81.4%	90%

1 関係法令等

(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、
国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件下で最大限に参加することを必要としていることを確信し、
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。

締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約

国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

委員会は、手続規則を採択する。

委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(2) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

二 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

三 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。
- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、

当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 三 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力

装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
-------------	-----------------	---

第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係
-----	-----	----------------

		にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（４）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- 八 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
- 二 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するため

に改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）

をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更（前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異

二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合

三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
- 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第

一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかったとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反したとき。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更

生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(6) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(7) 羽曳野市男女共同参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 教育関係者 学校教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシャル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性的指向 人の恋愛又は性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。
- (6) 性同一性障害 生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市におけるあらゆる政策並びに民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動を対等に参画し、両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮すること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (7) 男女共同参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的動向に留意し、協調して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者(以下「市民等」という。)と協働するものとする。

4 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対する暴力(身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)を行ってはならない。

4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間のあらゆる暴力及び性の商品化を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(羽曳野市男女共同参画推進プラン)

第10条 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として羽曳野市男女共同参画推進プラン(以下「推進プラン」という。)を定めるものとする。

2 市長は、推進プランの策定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等から意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進プランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、推進プランの実施状況等を公表しなければならない。

(広報啓発活動)

第11条 市は、男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(教育及び学習への支援)

第12条 市は、教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して積極的改善措置を講ずるものとする。

(意見等への対応)

第15条 市民等は、男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての意見又は苦情(以下「意見等」という。)がある場合には、市長にその旨を申し出ることができるものとする。

2 市長は、意見等の申し出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。この場合において、市長は、意見等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができるものとする。

(相談への対応)

第16条 市民等は、性別等によるあらゆる差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたとき又はそのおそれがあるときには、市長に相談の申し出をすることができるものとする。この場合において、市長は、相談の申し出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(男女共同参画推進審議会)

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、男女共同参画の推進等に関する事項について調査し、審議するため、羽曳野市男女共同参画推進審議会を置く。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている羽曳野市男女共同参画推進プラン「第2期はびきのピーチプラン」は、第10条第1項の規定により策定され、公表されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

4 執行機関の附属機関に関する条例(昭和44年羽曳野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(8) 羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則

平成26年3月26日
羽曳野市規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽曳野市男女共同参画推進条例(平成25年羽曳野市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、それぞれ条例で用いる用語の例による。

(意見等の申し出)

第3条 条例第15条第1項の規定による申し出(以下「意見等の申し出」という。)は、意見等申出書(様式第1号)により行うものとする。ただし、市長が意見等申出書の提出ができない特別な理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による意見等の申し出があったときは、市長は、その内容を記録した書面を作成するものとする。

(意見等の申し出に対する処理)

第4条 市長は、意見等の申し出を受けた場合は、速やかに当該意見等の申し出について処理を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による意見等の申し出があったときは、意見等の申し出の内容に係る施策の主管の部長(以下「主管部長」という。)に対し、意見等申出内容を通知するものとする。

3 市長は、意見等の申し出の処理を開始することを決定したときは、意見等の申し出に対する処理を開始する旨を意見等処理開始通知書(様式第2号)により申出者に通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、意見等の申し出が次に掲げる事項に該当する場合は、処理をしないものとする。この場合において、市長は、その理由を付して、意見等処理対象外通知書(様式第3号)により申出者に通知するものとする。

(1) 裁判所の判決、議会の議決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 明らかに私人間の争いであると認められる事項

(6) 条例又はこの規則に基づく羽曳野市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)委員の職務に関する事項

(7) 意見等の申し出に係る事実のあった日から起算して1年を経過している事項。ただし、正当な理由があると認める場合は、この限りではない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が処理することが適当でないと認める事項

(審議会による審査等)

第5条 審議会は、市長が意見等の申し出に対する意見を依頼したときは、速やかに、その施策についての審査等を開始するものとする。

2 審議会は、前項の審査等を行うに当たり、必要に応じて、申出者及び主管部長に対し、事情を確認することができる。

3 審議会は、審査等が終了したときは、施策に係る意見について市長に報告するものとする。

(是正の指示等)

第6条 市長は、前条の意見を踏まえ、男女共同参画の推進に影響を及ぼしていると判断したときは、主管部長に対し、当該施策の是正の指示等を行うものとする。

2 前項に規定する是正の指示等を受けた主管部長は、指示等による適切な措置を講じるため、処理方針を作成し、市長に報告しなければならない。

(中間報告)

第7条 市長は、前条第2項の処理方針に基づく是正の処理に期間を要すると判断したときは、速やかに意見等処理中間報告書(様式第4号)により申出者に報告するものとする。

(処理結果の報告)

第8条 是正の指示等を受けた主管部長は、処理方針に基づく処理の結果を市長に報告するものとする。

(処理結果の通知)

第9条 市長は、前条の処理の結果の報告を受けたときは、その結果を速やかに意見等処理結果通知書(様式第5号)により申出者に通知するものとする。

(意見等の申し出の処理状況等の公表)

第10条 市長は、毎年度1回、意見等の申し出の処理状況について、公表しなければならない。

(男女共同参画推進審議会の職務)

第11条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

(1) 羽曳野市男女共同参画推進プランの策定、変更及び進捗管理に関すること。

(2) 意見等の申し出に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進等に関すること。

(組織)

第12条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関又は団体の構成員

(3) 市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 前項第3号に規定する委員は、公募により選任するものとし、その公募及び選任に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第13条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせ、若しくは説明させること又は資料の提出を求めることができる。

(会議の特例)

第15条 会長(前条第1項ただし書の規定により市長が招集する場合にあっては、市長)は、緊急の必要があり、かつ、会議を招集する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前項の場合において、会議は、委員の過半数が賛否を表明したことをもって成立し、審議会の議事は、賛否を表明した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第16条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査又は審議の状況若しくはその結果を審議会に報告す

るものとする。

5 部会の運営については、第 13 条第 3 項及び第 4 項並びに前条の規定を準用する。

(守秘義務)

第 17 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第 18 条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の定めるところによる。

(運営)

第 19 条 審議会の運営は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第 20 条 審議会の庶務は、市民生活部人権推進課において行う。

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(羽曳野市男女共同参画推進協議会規則の廃止)

2 羽曳野市男女共同参画推進協議会規則(平成 25 年羽曳野市規則第 23 号)は、廃止する。

附 則(令和 3 年 1 月 27 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日規則第 9 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 男女共同参画施策のあゆみ

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年、国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催		
昭和51年 (1976年)	・「国連婦人の10年」開始（～1985年）	・「民法」改正施行（離婚後の氏の選択自由）	・労働部労働福祉課に女性問題担当窓口設置	
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開設	・大阪府婦人問題推進会議設置	
昭和54年 (1979年)	・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・大阪府婦人問題推進会議より「女性の地位向上に関する提言」提出 ・大阪府婦人問題企画推進本部設置	
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」に署名 ・民法改正（昭和56年施行）（配偶者の相続分引き上げ）	・企画部府民文化室に婦人政策係設置	
昭和56年 (1981年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
昭和57年 (1982年)			・企画部婦人政策室設置	
昭和59年 (1984年)		・「国籍法及び戸籍法」改正（昭和60年施行）（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）		
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・生活保護基準額改正（男女差解消） ・「国民年金法」改正（昭和61年施行）（女性の年金確立） ・「男女雇用機会均等法」公布（昭和61年施行）（女性に対する差別的取扱いの禁止など） ・「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986年)		・婦人問題企画推進本部拡充（構成省庁を全省庁に拡大）	・企画部府民文化室婦人政策室を企画部婦人政策課に改組 ・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」（第2期行動計画）策定	
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・婦人政策課を企画部から生活文化部に移管	

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
昭和63年 (1988年)			・大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議設置	・羽曳野市女性対策連絡会議設置
平成元年 (1989年)	・第44回国連総会「児童の権利条約」採択	・「学習指導要領」改訂(中学・高校家庭科の男女必修化)		・企画財政部企画課に女性政策係設置
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 ・「育児休業法」公布(平成4年施行)	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ・「大阪府女性基金」設置	
平成4年 (1992年)			・婦人政策課を女性政策課に改称 ・「大阪府女性施策企画推進員」制度発足 ・「大阪府女子労働対策推進計画」策定	
平成5年 (1993年)	・国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ・第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」公布施行	・「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成	
平成6年 (1994年)	・開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)開催(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:性と生殖に関する健康/権利という考え方を提唱)	・高等学校の家庭科男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ・大阪府女性総合センター(ドーンセンター)開館	・女性問題に対する「市民意識調査」実施
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)(一部平成11年施行) ・「ILO第156号条約(家庭的責任条約)」批准	・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告	・「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」開催
平成8年 (1996年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・大阪女子大学に女性学研究センター開設	・「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」策定

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成9年 (1997年)		・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正（平成11年施行）（女子差別禁止、セクハラ防止措置義務など） ・「労働基準法」（平成11年全面施行）（女子保護規定撤廃） ・「育児・介護休業法」改正（平成11年施行）（介護休業制度の義務化、深夜業の制限創設） ・「介護保険法」公布（平成12年施行）	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画（改定）～新女と男のジャンプ・プラン」策定	
平成10年 (1998年)			・女性政策課を男女協働社会づくり課に改称 ・大阪府男女協働社会づくり審議会設置 ・大阪府男女協働推進連絡会議設置 ・「大阪府女性労働対策推進計画」策定	
平成11年 (1999年)	・第54回国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択	・「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布施行	・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査発表	
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「政治宣言」及び「更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択 ・「女子差別撤廃条約選択議定書」発効	・「児童虐待防止法」公布施行 ・「ストーカー規制法」公布施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・「女性に対する暴力」対策会議設置	
平成13年 (2001年)		・省庁再編により総理府を内閣府に移行、男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」公布施行 ・第1回「男女共同参画週間」（6月23日～6月29日） ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「女性に対する暴力をなくす運動」男女共同参画推進本部決定（11月12日～11月25日）	・男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称 ・大阪府男女協働推進連絡会議を大阪府男女共同参画推進連絡会議に改称 ・「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）」策定 ・大阪府女性政策企画推進本部を大阪府男女共同参画推進本部に改称 ・大阪府女性施策企画推進員を大阪府男女共同参画企画推進員に改称し、大阪府男女共同参画推進本部に組み込む	

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成14年 (2002年)		・「育児・介護休業法」改正施行（時間外労働の制限など）	・「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ・「大阪府男女共同参画施策苦情処理制度」開始	
平成15年 (2003年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布施行 ・「少子化社会対策基本法」公布施行 ・「性同一性障害特例法」公布（平成16年施行）	・「男女いきいき・大阪元氣宣言事業者顕彰制度」創設	
平成16年 (2004年)		・「児童虐待防止法」改正施行（虐待定義の明確化など） ・「DV防止法」改正施行（元配偶者の適用、暴力の定義拡大など） ・「DV防止法」に基づく基本方針策定 ・「育児・介護休業法」改正（平成17年施行）（休業対象者拡大、育児休業期間延長など）		
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」（ニューヨーク）「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の再確認など	・「高齢者虐待防止法」公布（平成18年施行） ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
平成18年 (2006年)		・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正（平成19年施行）（性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別の禁止導入など） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）改訂版」策定	・羽曳野市女性対策連絡会議廃止 ・「羽曳野市男女共同参画推進本部設置要綱」制定、推進本部設置 ・「羽曳野市男女共同参画推進懇話会設置要綱」制定、懇話会設置 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成19年 (2007年)		・「パートタイム労働法」改正（平成20年施行） ・「DV防止法」改正（平成20年施行）（保護命令の拡充など） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「羽曳野市男女共同参画プランの策定にあたっての提言」男女共同参画推進懇話会答申 ・「羽曳野市男女共同参画推進プラン-第2期はびきのピーチプラン-」策定

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成20年 (2008年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正(平成21年施行)		
平成21年 (2009年)		・男女共同参画のシンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正(平成22年施行)(短時間勤務制度導入義務化、子の看護休暇制度の拡充、短期介護休暇制度の創設など)	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	
平成22年 (2010年)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」(ニューヨーク)「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の再確認など	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定		
平成23年 (2011年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足		・「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定	
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定	・「羽曳野市男女共同参画推進本部設置要綱」改正 ・「羽曳野市男女共同参画推進懇話会設置要綱」改正
平成25年 (2013年)		・「DV防止法」改正(平成26年施行)(適用対象の拡大、法律名変更「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など) ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・「ストーカー規制法」改正施行(電子メールの連続送信をつきまとい行為に追加など)		・「羽曳野市男女共同参画推進懇話会設置要綱」改正(懇話会から協議会へ名称変更) ・「羽曳野市男女共同参画推進条例」制定(平成26年施行)

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成26年 (2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正（平成27年施行） ・「日本再興戦略」改定2014(閣議決定)に『女性の輝く社会』の実現を明示 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)」開催 ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置		・羽曳野市男女共同参画推進審議会設置（条例制定に伴い協議会廃止）
平成27年 (2015年)	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」（ニューヨーク）「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の評価など ・第3回国連防災世界会議（仙台：「仙台防災枠組」）採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性活躍推進法」公布施行（一部平成28年度） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・OSAKA女性活躍推進会議を設置 ・「女性が輝くOSAKA行動宣言」発表	・「羽曳野市男女共同参画推進プラン-第3期はびきのピーチプラン-の策定について」男女共同参画推進審議会へ諮問 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成28年 (2016年)	・第60回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」の合意結論など	・「男女雇用機会均等法」改正（平成29年施行）（妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務新設など） ・「育児・介護休業法」改正（平成29年施行）（仕事と介護の両立支援見直し、有期契約労働者の育児休業取得要件の見直し、不利益取扱い防止措置義務など） ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」作成（地方自治体職員向け） ・「ストーカー規制法」改正（平成29年施行）	・「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定	・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「女性職員の活躍の推進に関する行動計画」策定
平成29年 (2017年)				・「羽曳野市男女共同参画プランの策定にあたっての提言」男女共同参画推進審議会答申 ・「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」策定（女性活躍推進計画、DV防止計画を一体のものとする。）

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成30年 (2018年)	・第62回国連女性の地位委員会(CSW62)で「農山漁村の女性及び女兒のジェンダー平等とエンパワーメント」をテーマに合意結論を採択	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	・新たな「おおさか男女共同参画プラン」の策定に向け、大阪府男女共同参画審議会へ諮問	・第3期羽曳野市男女共同参画推進プランの平成29年度推進状況調査結果を男女共同参画推進審議会に報告
令和元年 (2019年)	・第63回国連女性の地位委員会(CSW63)で「社会保障制度、公共サービス及び持続可能なインフラ」をテーマに合意結論を採択 ・ILO総会「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(第190号)」採択	・女性活躍推進法等を改正(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、ハラスメント対策の強化など)	・「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」の評価・検証を実施 ・男女共同参画社会に関する府民意識調査を実施	・第3期羽曳野市男女共同参画推進プランの平成30年度推進状況調査結果を男女共同参画推進審議会に報告
令和2年 (2020年)	・第64回国連女性の地位委員会(CSW64)で「北京宣言及び行動綱領」採択25周年の政治宣言を採択	・職場におけるパワーハラスメント防止措置等を盛り込んだ改正法施行 ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	・大阪府男女共同参画審議会が「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方」について答申	
令和3年 (2021年)	・第65回国連女性の地位委員会(CSW65)で、女性の公的生活への完全かつ効果的な参加・意思決定と暴力の撤廃に関する合意結論を採択	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 ・育児・介護休業法改正(男性の育児休業取得促進等)	・「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」策定	
令和4年 (2022年)	・第66回国連女性の地位委員会(CSW66)で、気候変動、環境及び防災政策におけるジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメントに関する合意結論を採択	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令和6年4月施行) ・女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者301人以上の事業主に男女間賃金差異の情報公表を義務化	・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」策定	・第3期羽曳野市男女共同参画推進プランの令和3年度推進状況調査結果を男女共同参画推進審議会に報告 ・羽曳野市男女共同参画推進本部会議を開催し、第3期プランやジェンダーギャップ解消に向けた取組を推進
令和5年 (2023年)	・第67回国連女性の地位委員会(CSW67)で、デジタル時代の技術革新・教育とジェンダー平等に関する合意結論を採択	・「DV防止法」改正(保護命令制度の拡充等、令和6年4月施行) ・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」決定		・第3期羽曳野市男女共同参画推進プランの令和4年度推進状況調査結果を男女共同参画推進審議会に報告
令和6年 (2024年)	・第68回国連女性の地位委員会(CSW68)で、貧困への対応、制度強化及びジェンダーの視点に立った資金調達に関する合意結論を採択	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・改正「DV防止法」施行	・次期「おおさか男女共同参画プラン」の策定に向け、大阪府男女共同参画審議会へ諮問 ・現行プランの評価・検証及び男女共同参画社会に関する府民意識調査を実施	・第3期羽曳野市男女共同参画推進プランの令和5年度推進状況を男女共同参画推進審議会に報告・審議

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
令和7年 (2025年)	・第69回国連女性の地位委員会(CSW69)で「北京宣言及び行動綱領」採択30周年の政治宣言を採択	・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」決定 ・女性活躍推進法等を改正(法の有効期限延長、情報公表の拡充等。令和8年4月施行)	・大阪府男女共同参画審議会が、次期男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について答申	・「第4期羽曳野市男女共同参画推進プラン」の策定について男女共同参画推進審議会へ諮問 ・男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、調査報告書(案)を審議
令和8年 (2026年)	・第70回国連女性の地位委員会(CSW70)で、すべての女性と女児の司法へのアクセスの確保・強化に関する合意結論を採択	・「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・改正女性活躍推進法施行(101人以上の事業主に男女間賃金差異・女性管理職比率の情報公表を義務化) ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」決定	・「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)」策定 ・次期「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定に向け、大阪府男女共同参画審議会へ諮問	・第4期羽曳野市男女共同参画推進プランの策定に向け、市民意識調査結果を報告し、計画の体系(案)等を男女共同参画推進審議会で審議

3 用語の解説

■ アウトリーチ

相談窓口で待つだけでなく、支援が必要でありながら相談につながりにくい人に対し、訪問、電話、SNS、地域活動などを通じて支援側から接点をつくる取り組みをいいます。

■ アクセシビリティ

年齢、障害の有無、言語、情報機器の利用状況などにかかわらず、必要な情報やサービス、施設などを利用しやすい状態をいいます。読みやすい表現、字幕・音声、ウェブの利用しやすさ、多言語化などの工夫を含みます。

■ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

自分自身では気づきにくい、ものの見方や思い込みの偏りをいいます。経験、育った環境、所属する集団、社会の慣習などの影響によって形成され、「子育て中の女性には重要な仕事を任せないほうがいい」など、本人の意思を確認しない判断につながることがあります。

■ 居場所づくり

安心して過ごし、人とつながり、必要な情報や支援に接することのできる場や機会をつくることをいいます。常設の場所に限らず、交流会、オンライン上の場、民間団体の活動なども含まれます。

■ SDGs（持続可能な開発目標）

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた令和12(2030)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」を理念とし、17のゴールが設定されています。男女共同参画は、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、貧困、健康、教育、働きがい、不平等、まちづくりなどの各ゴールと関係します。

■ LGBTQ等

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア／クエスチョニングなどを表す総称の一つです。性的指向やジェンダーアイデンティティのあり方は多様であり、この略語だけですべてを表すものではありません。

■ エンパワーメント

一人ひとりが自らの力や可能性に気づき、情報や資源を得て、自分の意思で選択・決定し、社会に参画できるようになること、またその力を高めることをいいます。

■ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「管理職は男性、補助的な仕事は女性」などのように、個人の能力や希望ではなく性別を理由として役割を固定的に分ける考え方をいいます。家庭、職場、地域、教育などの様々な場面で、進路・職業選択や家事・育児・介護の分担、意思決定への参画などに影響することがあります。

■ 困難な問題を抱える女性

女性であることにより、性暴力・DV、生活困窮、住まい、家族関係、孤独・孤立、心身の不調など、日常生活や社会生活を営むうえで様々な困難に直面している女性を指します。困難女性支援法では、本人の意思を尊重し、福祉、人権、男女平等の視点から包括的な支援を行うこととされています。

■ ジェンダー

生物学的な性別そのものではなく、社会通念や慣習、文化などの中で形成される性別に関する役割、期待、イメージなどを指します。「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった考え方が、個人の選択や機会を制約する場合があります。

■ ジェンダーアイデンティティ

自分の性別をどのように認識しているかという自己認識をいいます。出生時に割り当てられた性別と本人の認識が一致する人もいれば、一致しない人、男女のいずれか一方だけでは捉えない人など、様々なあり方があります。

■ ジェンダー平等

性別にかかわらず、権利、責任、機会が等しく保障され、それぞれの意思に基づいて能力や個性を発揮できる状態をいいます。形式的に同じ扱いをすることだけでなく、現実には存在する格差や障壁を見直し、実質的な平等をめざす考え方を含みます。

■ 情報モラル

情報社会で適切に行動するための考え方や態度をいいます。個人情報・プライバシーの保護、他者を傷つける投稿や拡散をしないこと、画像・動画の共有に同意を得ること、誤情報を広げないことなどが含まれます。

■ 女性活躍

女性が働くことだけを意味するものではなく、本人の意思が尊重され、採用、配置、育成、登用、継続就業、再就職、起業などの様々な場面で能力や個性を十分に発揮できることをいいます。家庭責任の偏りの是正、働き方の見直し、保育・介護などの基盤整備と一体的に進めることが重要です。

■ 女性相談支援員

困難女性支援法に基づき、困難な問題を抱える女性の相談に応じ、必要な支援や関係機関との調整などを行う職員をいいます。本人の状況や希望を踏まえ、適切な支援につなぐ役割を担います。

■ ストーカー行為

特定の人に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことへの怨恨などを背景に、つきまとい、待ち伏せ、連続した連絡、位置情報の無断取得などの行為を反復して行うことをいいます。

■ 政策・方針決定過程

国や地方公共団体の政策、企業・団体などの方針について、企画し、意見を出し、決定する過程をいいます。審議会、議会、行政組織の管理職、企業の管理職・役員、地域団体の役職など、多様な意思決定の場があります。

■ 性的指向

恋愛感情や性的な関心がどのような性別の人に向かうか、または向かわないかというあり方をいいます。異性愛、同性愛、両性愛などの多様なあり方があります。

■ 性暴力

本人の同意のない性的な行為や、同意することが困難な状況を利用した性的な行為などをいいます。相手との関係や性別にかかわらず起こり得ます。被害後の支援では、安全確保、医療、心理、司法などの支援を本人の意思に沿って利用できることが重要です。

■ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反する性的な言動によって、就業・学習環境などを害したり、相手の対応を理由として不利益を与えたりすることをいいます。性別にかかわらず被害は生じ得ます。

■ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会の様々な分野への参画機会に男女間の格差がある場合に、その格差を改善するため必要な範囲で、男女のいずれか一方に参画機会を積極的に提供する措置をいいます。審議会などへの女性参画を促進する取り組みなどが例として挙げられます。

■ SOGI

Sexual Orientation（性的指向）とGender Identity（ジェンダーアイデンティティ）の頭文字をとった言葉です。特定の人だけを指す言葉ではなく、すべての人に関わる性のあり方を捉える概念として用いられます。

■ 多文化共生

国籍や民族、文化、言語などの違いを持つ人々が、互いの違いを認め、人権を尊重しながら、地域社会の一員としてともに暮らすことをいいます。情報提供や相談では、言語・文化的背景への配慮が重要です。

■ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受し、ともに責任を担う社会をいいます。男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重、制度・慣行への配慮、政策等の立案・決定への共同参画、家庭生活と他の活動の両立、国際的協調を基本理念としています。

■ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなどの親密な関係の中で行われる暴力をいいます。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力、行動や交友関係を監視・制限することなども含まれます。暴力は重大な人権侵害であり、被害者に責任はありません。

■ デートDV

交際中の相手との間で生じる暴力や支配をいいます。殴る・蹴るなどだけでなく、連絡先や行動の監視、友人関係の制限、性的行為の強要、金銭の要求、SNSのパスワードを求めることなども含まれます。対等な関係と同意について若い世代から学ぶことが予防につながります。

■ 同意

相手の意思を尊重し、自由な意思に基づいて「したい」「したくない」を確認し合うことをいいます。沈黙や抵抗がないことを同意とみなすのではなく、途中で意思を変えることができ、断っても不利益や圧力を受けないことが前提です。

■ 二次被害

被害を受けた人が、相談・支援・捜査・報道・周囲の反応などの中で、責められる、疑われる、心ない言葉をかけられる、必要以上に被害を繰り返して説明させられるなどによって、さらに心理的・社会的な傷つきを受けることをいいます。

■ パワー・ハラスメント（パワハラ）

職場で、優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超え、労働者の就業環境を害するものをいいます。身体的・精神的な攻撃、過大・過小な要求、人間関係からの切り離し、個の侵害などが典型例とされています。

■ メディア・リテラシー

テレビ、新聞、ウェブサイト、SNS、動画、広告、生成AIなどから得る情報をそのまま受け入れるのではなく、発信者、根拠、目的、表現の偏りなどを考えながら読み解き、適切に活用・発信する力をいいます。

■ ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、通訳などを日常的に行っていることも・若者をいいます。本人の年齢や成長段階に見合わない負担が、学業、健康、友人関係、進路などに影響する場合があります。

■ リスキリング・学び直し

社会や産業の変化に対応して新たな知識・技能を身につけることや、就職・転職・再就職、キャリア形成などのために学び直すことをいいます。デジタル分野を含む職業能力の向上は、就労の選択肢や経済的自立を広げることにつながります。

■ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性や妊娠・出産などについて、本人が十分な情報を得て、自分の身体に関することを自ら決め、必要な保健・医療サービスを受けることができるという考え方です。思春期から高齢期まで、生涯を通じた性と生殖に関する健康を含みます。

■ リベンジポルノ（同意のない性的画像・動画の拡散）

元交際相手などの性的な画像・動画を、本人の同意なくインターネットなどに提供・公表する行為を指して用いられる言葉です。画像を撮影することへの同意と、第三者へ共有・公開することへの同意は別のものです。

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域、学習、休養などの生活も、それぞれのライフステージに応じて選択・実現できる状態をいいます。